

## 第13回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要（抜粋）

- 1．日時：平成25年11月22日（金）14:00～16:00
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
- 3．出席者：  
（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、松村敏弘  
（専門委員）圓尾雅則、久保利英明  
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官  
（関係団体）日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスコーポレーション株式会社、  
齋藤弁護士、クラブとクラブカルチャーを守る会、岩村早稲田大学准教授、  
六本木商店街振興組合

### 4．議題：

- 1．事業者からのヒアリング  
「ダンスに係る風営法規制の見直し」

### 5．議事概要：

安念座長 座長の安念でございます。皆様、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は大臣始め政務の方々が、国会の関係で御出席をいただけませんでしたので、僭越でございますが、私が御挨拶を申し上げます。

本日は2つテーマがございまして、「ダンスに係る風営法規制の見直し」と、それからITに関連した項目でございますが、「金融商品契約の電子書面の交付の汎用化」、あるいは「原則化」と言ったほうがいいかもしれません。それからまた、IT関連の検討項目全体の進捗について議論することになっております。

「ダンスに係る風営法規制の見直し」については、特にオリンピックとの関連で、国民の関心も高まっておりまして、さまざまな意見のあるところでございます。本日も3つの異なる立場の方からヒアリングを行うことにしておりますので、それぞれの御意見をじっくりと拝聴したいと思っております。

安念座長 次長、ありがとうございました。

それでは早速、議題1「ダンスに係る風営法規制の見直し」に入らせていただきます。

まず、日本ダンススポーツ連盟、齋藤弁護士からヒアリングを行います。どうぞ御入室をお願いしてください。

（日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスコーポレーション株式会社、  
齋藤弁護士、クラブとクラブカルチャーを守る会、岩村准教授入室）

安念座長 よろしゅうございますか。

それでは、日本ダンススポーツ連盟からの御説明をお願いしたいと思います。

日本ダンススポーツ連盟 日本ダンススポーツ連盟の山田でございます。よろしく願いいたします。

お手元にお配りしている日本ダンススポーツ連盟の小冊子がございます。ここにも書い

でございますように、ダンススポーツというのは、社交ダンスから発展したスポーツでございますが、今日は時間がありませんので、ダンススポーツ 社交ダンスということで御説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料の2ページ目をめくっていただきまして、ダンススポーツのいろいろなシーン、子供のダンスから、オリンピックを目指す競技スポーツ、お年寄りのダンスまで、いろいろなシーンがあるということを示させていただいています。

3ページ目、私ども日本ダンススポーツ連盟は、日本オリンピック委員会、それから日本体育協会に加盟しております。そのほかに、右のほうに教師団体が幾つがございます。4つの競技団体がございまして、一番大きいのが財団法人日本ボールルームダンス連盟、色のついたものでございます。ここは平成10年の風営法改正で4号教師資格の発行ができるようになっていきます。

その隣に、日本ダンス議会というのがございます、この7月1日に公益社団法人になり、7月18日に警察庁の指定を受けて、4号教師資格の発行ができるようになったということです。

右下に、もともと警察庁の所轄の社団法人でありました、全ダ連と我々は呼んでいるのですけれども、全日本ダンス協会連合会がございまして、これが、4号の教師資格を発行できる大もとの団体で、現在は公益社団法人となっております。

次のページですけれども、今年9月に中国・天津で行われた東アジア大会、JOCの日本選手団結団式から、金メダルを取ってきたところまでの写真を示させていただいています。5ページ目、7月のコロンビア・カリでのワールドゲームズ、ここでも日本代表選手を派遣してはいますが、ここからサルサもスポーツとして認められて、正式競技種目になってございます。

6ページ目、さまざまな交流、コミュニケーションのダンスがあるということを示させていただいています。

7ページ目、日本のダンススポーツ人口の年齢別構成図です。高齢化して、急速に減少し始めているという状況です。これは私どもの会員、4万5,000人のデータです。10年前のデータでは社交ダンス系のダンス人口が200万人弱と言われていて、今それより減っていると思えますけれども、その中で、この年齢分布はダンス人口全体の縮図になっていると考えています。それで、下のほうに書いてございますけれども、若年層向けの施策をしないでこのまま推移すると、年齢分布が年々左にずれていきますので、この15年後、全体が3目盛り左にずれることになり、その次のページ、2025年の状況がこんなになってしまう。ダンス人口の大多数を失い、ダンス教室の大多数が潰れ、壊滅的な状態になると危惧されております。

次のページは、社交ダンスが高齢者の健康増進に役立つという新聞の記事ですけれども、私たちはここで言うような医療費削減効果について、エビデンスとして、今いろいろなデータをとっている最中です。それから次のページも、新聞記事は同じようなことが書いてあります。

12ページ目、平成16年に警察庁に伺ったときの認識です。ダンスにはいろいろあるのですけれども、左側に「風俗」と書いてございますが、社交ダンスの一部に問題がある。

しかしながら、問題のダンスと区別がつかないので、社交ダンスは全て規制対象になっ

ている。それで、「あなた方のダンススポーツは問題がないと思っているけれども、社交ダンスとの区別がつかないから、ダンススポーツならよいとは言えない」、ということでございました。つまり、問題が明確にならないために全部を規制するという考え方なのですけれども、これでかなり無理が出ていて、多大な影響があるという状況でございます。

13ページ目、私は、警察庁に平成10年の法改正からいろいろお話を伺ってまいりました。当時は、1円でも経費以上の徴収をする行為の反復をすると「営業」であるから、風俗営業に違反すると、法令の文面どおりの返答でございまして、謝礼をもらわないでやりなさい、もしもらいたければ、全ダ連の教師資格を取ってください、というお話でございました。平成16年、アジア大会ほかスポーツとしての位置付けなどを御説明したところ、社会通念上の謝礼については問題がない、善良の風俗と清浄な風俗環境に与える影響、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれを踏まえつつ、一つ一つ判断するので、公民館などでは大丈夫ですよ、と言われて、それを警察庁が全都道府県警察に通達を出してくれたということでございました。平成23年、全ダ連が、先ほどの金メダルの写真に写っていた選手について、無資格でダンスを教えているということで警察庁に苦情を申し立ててきたときに、警察庁とお話をしたところ、内閣府に認められた公益法人の公益事業については、風営法の対象とならないという御判断を2011年7月8日にいただきました。

14ページですけれども、4号営業の弊害としまして、現在の法令に従えば、JOCの選手強化事業として例えば世界のトップ選手を呼んでコーチしてもらうことも、警察庁が認める教師資格を持っていないわけですので、違反になってしまう。それから、「風俗」というイメージダウンや、法の規制で大手企業の参入が取りやめられるという事例がございました。風営法の記述と警察庁裁量行政とのギャップが非常に大き過ぎる感じております。

次のページに、高知市の新聞記事が載っています。会費を取って、ダンスのパーティーとか講習会をやれば、風俗営業だと、高知市が公民館などに通知したために使えなくなったという新聞記事でございます。

次のページに、高知市は、高知警察署生活安全課に確認したところ、やはりそうであったということで、4号教師資格を持っていない人が教えて、謝礼を取った時点で、あるいは会費を取った時点で風営法違反ということでございます。これについて、警察庁に伺ったところ、これは高知署の判断が間違っていた、という話ではありました。

その次のページは、大阪市中央公会堂が、ダンス事業でやはり同じように使えないというものでございます。これについては大阪市に陳情している最中で、昨日も毎日放送でテレビ放映された内容だそうです。これらは、公民館で場所の取り合い、時間の取り合いになるものですから、4号教師資格を持っている人が、他を排除しようとして、あの人は持っていませんよ。あれは違反ではないかと通報する。そうすると、中学生以上の方が風営法を読めば、「違反」と認識しますので、警察庁が幾ら現実的な判断をしていても、やはり公民館や市としては「営業とみなされない社会通念上の謝礼の範囲」が曖昧で分からず、そういう過剰な判断をせざるを得なくなるということの例です。

先ほどの14ページに戻りますけれども、こういう原則全て禁止しておいて、実質大丈夫だから見逃すという判断は、現場でトラブルが絶えないということが問題でございます。それから、4号教師資格の矛盾として、警察庁で、平成10年には昔の社交ダンスしか想定していなかったということがあると思います。実際に、社交ダンスの全国組織でないで4

号の資格発行ができません。したがって、未だ全国組織ができないサルサとか、タンゴほか、新たなダンスは、日本全国組織ができるまで、無償で教えて普及させるということをししないと、教師資格発行団体が作れませんので、無許可営業をしないと現実問題として普及ができないということです。つまり、現在政令が変わっているものの、日本では社交ダンス以外のダンスを法的には普及できないこととなります。

このような理由から、事故がないのに矛盾ばかり多いこの4号は、風営法から削除すべきだと強く考えています。

次に、18ページ、3号の弊害についてです。ダンスを踊りながらワインやシャンパンを飲むというスタイルは、海外では当然なのですけれども、日本では、ちまたのカフェや教室で若者が気軽に楽しむ場を取り上げてしまっています。社交ダンス業界は、比較的規制を遵守してきたということによって、逆に若者がダンスから離れてしまって、ダンス人口の高齢化と減少が起こっている。先ほどのように、2025年業界存亡の危機と言われています。

大使館の舞踏会、例えばウィーン関係の舞踏会、それからアルゼンチンタンゴの、アルゼンチン共和国大使館、ウルグアイ大使館、コロンビア大使館などが後援しているイベントなどの例があります。それから、天皇陛下が踊られている飲食付き有料パーティ、こういうのも文字どおり法令を読めば、3号営業に違反することになってしまうのです。しかし、こういうことは問題ないと言われていました。

また、飲食つきでフォークダンスの会をやるのは当然のことになっていて、問題にされたことがございません。

次に、貸しホールの例ですが、ここは若干問題です。主にダンス練習場で、4号営業許可を取得していたのですけれども、顧客の料金未納のトラブルがあったときに、その顧客が警察にいやがらせの通報をしたらしく、ここで食事が出せるので3号営業を取れと警察のほうから指導されたとのこと。それで、行政書士にお金を払って準備して、その間、何十日間か業務停止、切り替えは業務停止になるのですけれども、そういう準備をしていたところ、所轄の警察署から3号営業許可を取らなくていいと言われてたそうです。別の区でやっている支店のほうは、警察署が違うのでわからない。担当が替わったらまたわからないから、理由は文書では出せない。しかし今回は出さないでいいという裁量行政指導があったそうでございます。

その次のページですけれども、これは私どもが主催した「ダンスコレクション in 国技館」という大イベントで、右上の写真が墨田区の教育委員会のすみだ花体操。エアロビック、ジャズ、サルサダンス、ヒップポップなどが、コンテストをやったり、体験ワークショップ、ダンスを通した3世代交流、大フロアで踊る社交のジェネラルダンスタイム、ここに飲食コーナーがあって、大人はビールも飲めるようになっていました。ですが、これは私ども公益法人がダンス普及のための公益事業としてきちんとやっていますので風営法違反にならないということです。

別紙の最後のページですけれども、民間のサルサのイベントの例で、もともと有料でやっていたものが、昨今の取り締まりというのがあって、やはりだめかということで、無料で今、続けていますが、無料でやるのにかなり無理がありますので、来年できるかどうかわからない。しかも、DJイベントがだめと言われていて萎縮しているという状況でござい

ます。

本文に戻らせていただきますけれども、実際に、こういう大使館の舞踏会その他、法令を文字どおり読むと違法なのですけれども、実際には問題ないと言われているので、こういうものについては明確に合法化すべきだと思います。そうでないと、やっていいのか、悪いのかわからない。地域によって判断が変わる、担当によって変わるということでは、業界としては非常に困るという状況です。警察庁としても、摘発しない基準と考えていても、通報があれば、法令がある以上動かなければならないというのはそうだと思うのです。ですから、法令をきちんと実態に合わせていかなければいけないと思います。

社交ダンスの後から出てきたサルサは、若者に人気があって、実質市民権を得ているのですけれども、先ほど4号でも申し上げましたけれども、無許可営業とならざるを得ない。床面積の要件とか、営業制限、地域制限などの要件が余りにも厳しいということ、それから風俗営業になってしまうことによって、未成年の立ち入りが禁止されて、キッズダンスのイベントができない。それから健全な営業なのに、外から見通しされてはいけないとか、目的外の使用の制限などは、性風俗営業者と同様の扱いになっている。それからテナントを貸してもらえない、金融機関は貸してくれない、そのような弊害がある。

19ページ、国際都市、東京などであっても、海外の観光客が遊べない。ダンスはアジアで大変なブームになっていますけれども、海外の観光客誘致のためにも大きな機会損失になっていると考えています。実際に男女の享乐的雰囲気や過度にわたる事故は、少なくとも社交ダンス、サルサ業界において、ここ十数年間聞いたことがございません。警察庁に伺っても、例が出てきません。むしろ、風営法の存在そのものによって、無許可営業という罪をつくり出してしまっている。これは、ある種禁酒法と似ていると思うのですけれども、風俗の名前により、グレーエリアには優良企業が入りにくいとか、逆に暴力団が入りやすくなるとか、そういう問題があると思います。

ラテンワークスコーポレーション サルサクラブラテンバンドを代表させていただいています田中と申します。

私たちは六本木で事業をやっていますし、あとシンガポール、香港にも個人的にお店をやっています。その中で、やはり六本木というのは国際都市としての側面がすごく大きいものでして、海外からいらっしゃるお客さんが非常に多いです。近隣にある大使館の方々も、深夜飲みに行きやることが非常に多くて、日本においてダンスをできないことに対して、非常に違和感を持っていらっしゃいます。

それを注意する上で、営業面、事業者としては、非常に説得しにくい状況にありまして、例えば以前六本木にありましたサルサクラブ、20年ほどあったお店があったのですが、そちらが3年ほど前に無許可営業で摘発を受けて閉店しました。この店は、少なくとも過去5～6年において、近隣とのトラブルや店内での事件も全くなかったにもかかわらず、お店の中でダンスをやらせていたということで摘発を受けたものです。このお店に関しては、世界中からこのお店にサルサを楽しみに来るお客さんですとか、日本中からたくさんのお客さんがいらしたのですが、それがなくなって、いわゆる日本のサルサダンスの発展や普及の一端を担ったのですが、残念ながら閉店しました。

その後、2年ぐらいの間に、六本木ではいろいろな事業者が摘発を受けてきたのですが、現状、六本木の街がそれで治安がよくなったかという、決してそうではないように思い

ます。どちらかというとグレーな、いわゆる社会に非協力的な方がやっていらっしゃるお店のほうが摘発をされながらも事業を続けていき、ダンスをメインでやるようなお店のみが摘発をされて撤退し減っていつているように思います。

以上、そういうたとえとして話させていただきました。

日本ダンススポーツ連盟 このような状況でございまして、したがって、3号に代わる簡易な方法でダンスを管理することによって、ダンスの営業を認めてほしいというのが私たちの希望でございます。

海外と同様、深夜については一定の制限、海外についても一定の制限はあるところはございますけれども、実際にやっているということなので、そういう形でダンスを認めてほしいと考えております。

最後ですけれども、20ページ。1号営業として、風営法の規制すべき営業としてトップに「ダンス」が出現していて、ダンス全体のイメージを著しく落としています。1号営業と2号営業の違いを見ると、「接待」が共通のポイントで、ダンスが「遊興」に含まれるとすれば、1号営業は2号営業に完全に含まれています。したがって、1号は必要ない、削除されるべきだと考えております。

以降は参考資料でございます。

齋藤弁護士 弁護士の齋藤貴弘と申します。東京で弁護士をしております。

まず、私が何者か、どういう立場でお話をさせていただくかというところを御説明したいのですが、去年の5月に、坂本龍一さんですとか、最近「あまちゃん」のテーマ曲の作曲などで有名ですが、大友良英さん、湯川れい子さんなどが呼びかけ人になって、風営法のダンス営業規制は問題があるのではないかとということで、法改正を求める運動が発足しました。「レッツダンス」という運動なのですが、そこで実質の署名が15万ほど集まって、そのときに東京の代表という形でお手伝いをしておりました。その署名をもって、国会議員の先生に「ダンス文化推進議員連盟」というものを立ち上げていただいて、立石弁護士と一緒に、今は国会議員の先生に適正な法改正を求めているいろいろやりとりをさせていただいているところです。

ダンスの業界、特定の業界を代表するという形ではなくて、地元商店街の方でしたり、クラブ事業者に限られないアーティストやDJでしたり、あるいはクラブ事業者でなくても、ダンスをなりわいにされている、あるいはしていきたいと思っている企業などと一緒に、どういう点で調整可能なのかということをお手伝いとして法的にどう落とし込むかということで、いろいろお手伝いさせていただいております。

山田専務からいろいろお話があったので、私のほうからはポイントだけ、特に風営法の3号営業というのはダンスと飲食を一緒にしていくという営業になるのですが、これに絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

まず、法的なおさらいなのですが、ダンス飲食営業、3号営業というのは、公安委員会の許可がなければできない風俗営業とされておりまして、許可を取ったとしても、深夜営業、夜の1時以降の営業はできないことになっております。一番注目されているところですが、深夜音楽を聞いてお酒を飲んでダンスをする、若者文化のクラブというところなのですが、ほとんどのクラブは1時以降営業しているということになるのですが、これは日本の風営法、法律のもとでは不可能という形になっています。ただ、クラブという

のは、ここ数十年にわたって一つの産業、文化、観光、いろいろなエンターテインメントの場で一つの産業を築いてきておりまして、そこから日本を代表するトップレベルのダンサーだったり、アーティストだったり、そういった人たちが日々活躍して育ってきているという状況があります。ただ、それが法的には全て違法という形にならざるを得ないという状況で、その状況をどうにかしないとイケないのだというところがスタートです。

今回のこのワーキング・グループで一番強調したいのが、クラブという一産業だけの問題だけではなくて、ダンスカルチャー、これはクラブに限られず、広くいろいろなところに波及して行って、非常にポテンシャルが高い産業としての可能性を秘めているということを強調したいと思っております。

クラブだけではなくて、最近ですと、町のとても重要な街を元気にするための1コンテンツとして、カフェやバー、いろいろな飲食店、レストランなどでDJが良質な音楽を流して、お客さんが音楽と一緒に食事を楽しむ場だったり、あるいは企業のレセプションパーティーといったところで、いろいろな音楽をかけながら、いろいろな人がアイデアやビジネスの意見交換をする場が非常に活発になっていたり、単純にクラブだけの問題ではなくて、弊害を防止した上でダンスをいかに広げていくのかというところを御検討いただきたいと思っております。

今の風営法下ですと、深夜の営業は法的には不可能、日中の営業、これは風俗営業としての許可を取ればできるのですけれども、ただ、実際ほとんど取るとは不可能だと言われております。例えばいろいろな企業のレセプションパーティーですとか、何らかの会合の2次会的な交流の場としてダンスパーティーが行われることは最近よくあって、1つのトレンドになっているのですけれども、大体そういうところは、飲食店、ちょっとおしゃれなレストランだったり、クリエイティブな人たちが普段出入りするような飲食店だったりするのですけれども、山田専務からも指摘があったのですが、風俗営業ということになると、外からお店の中が見えてはいけないという制限があったり、入り口に「18歳未満出入り禁止」という看板を掲げなければいけない、よくある「18禁」というものだったり、未成年者が入ってはいけない、そういった制限がかかってきてしまって、そういったところで風俗営業を取ることはできない、結局はグレーゾーンの中でしなければいけないという状況になってしまっています。

資料にいろいろ書いてあるので省略はしていきたいのですが、もう少しダンスカルチャーというところの価値を御説明させてほしいのですが、クラブというと非常に未知なテーマになってしまうので、もう少し話題を広げて、視野を広げて御検討いただきたいのですが、お配りしている資料1 - 2の2ページに記載してあります。

ダンスというのは、1つの文化です。多様な文化として捉えていただきたくて、若者が夜ダンスをして騒ぐ、そういうクラブだけの問題ではなくて、そこにはDJ、アーティスト、ダンサー、そういう音楽、ダンスにかかわる人以外にも映像作家だったり、音響技術者、ファッション、アパレルの関係の人だったり、いろいろな人が参加をしているということになっています。例えば1例を申し上げますと、日本の音響機器、これはDJが使うレコードプレーヤー、CDのプレーヤー、あるいはシンセサイザーなどの電子楽器、これは世界標準としてなっていて、恐らく世界どこの都市のクラブに行っても、日本製の物が置いてあるということになっています。これは、風営法に当てはめたときには、人、お客さんを

無許可で踊らせた犯罪供用物件という形でなかなか正当な評価を受けることができていない。

そういう企業がもっと力を入れられるような法的な整備が必要かなというところですが、ダンスカルチャーの価値というところを御説明申し上げたのですが、弊害を防止しながら健全に伸ばしているところなのですけれども、今この風営法によって、そういうダンス営業をグレーゾーン、あるいは違法状態に置いておくことによって、それで風営法の目的が達せられることができるのかどうか、そこを少し掘り下げて考えたほうがいいと思っております。

3 ページ、風営法の目的は、「善良の風俗と清浄な風俗環境の保持」「少年の健全育成」「風俗営業の健全化、適正化促進」、この3つがあるのですけれども、風営法のダンス営業規制によって営業をグレーゾーン、あるいは違法にしてしまうことによって、かえってこの目的が阻害されているのではないかという問題意識を持っております。グレーゾーンゆえに、コンプライアンスの観点から、優良な資本は正面から入っていくことができない状態になっておりますし、実際に入ってきたけれども、撤退していく企業が後を絶たないという状況です。その反面、グレーゾーンで商売をできるような、ちょっと遵法意識に欠けるような店舗が入ってきやすいという法律の状況になっております。六本木の街など、先ほど田中さんから言うと、なかなかそういう健全な企業が入ってこられないということになってしまいかねないということです。

もう一つ、自主規制。通常これくらいの産業の規模になると、業界団体をつくって、自主規制案をつくっていくということが必要になるかと思うのですが、違法営業ということで、なかなか業界団体も組成できないという形になっています。

治安維持の観点からも、警察と連携をとりながらやらなければいけないということなのですが、深夜酒類提供飲食店、あるいは飲食店として届出をして営業していくということになるのですが、そうすると、警察としても業態の実態の把握ができなく、日ごろから指導、監督していくことがなかなか難しいのかなという印象を持っています。

もう一つ重要なのが、地域との連携です。違法営業ということになると、地域となかなかコミュニケーションがとれなくて、地域と一体となって安全に営業していくことができなくなってしまうというところですが、

ここでちょっと自主業界団体のお話が出ましたので、クラブとクラブカルチャーを守る会の村田さんにかかります。

クラブとクラブカルチャーを守る会 クラブとクラブカルチャーを守る会の事務局長の村田です。

クラブとクラブカルチャーを守る会は、ダンス文化推進議員連盟が発足した段階で、ダンスと飲食を合わせてする事業者の業界団体がなかったので、立石弁護士が声掛けをして、DJ、アーティストを中心に、東京のクラブを中心に、まずは緩く集まっていただく。それで話し合いをして、その結果をダンス文化推進議員連盟にフィードバックできる立場の窓口として、当初発足いたしました。現在、自主規制案というものを作成しております、まだまだ案の段階ですが、皆さんのお手元には、先ほどの齋藤弁護士の資料の7ページに目録があります。

我々の考えとしては、今、規制緩和等の話が進んでいる中で、規制緩和が風営法の目的

を阻害してはならないと考えておりますので、風営法の目的である善良な風俗環境の保持と、青少年の育成というものを達成するために必要な項目を盛り込んでいく必要がある。例えばですが、青少年の保護、育成という観点からは、原則未成年を入れないお店が多いので、そういうお店はさらにID チェックの徹底をするというような条項が1条、2条にあります。また、18、9の方たちの入店を認めるお店もあるので、そういう場合、未成年と成人が混在するので、それをちゃんと識別する方法を考えようということで、そういった条項を考えております。

現在は、段階としては、そのダンスと飲食をする事業者が約50集まりまして、必要と思われる内容、それと実行可能かどうかの検討というものを進めまして、数回改定を重ねた上で、例えば渋谷、六本木になるのですが、いわゆるクラブと呼ばれるお店が密集している地域の商店街や、町内会の方にももっとこういうことを守ったほうがいいのではないかとアドバイスをいただいております。今後さらに、警察庁にも御指導いただき、より盤石なものにしていきたいと考えております。

業界団体というお話が出たので、さらにめくっていただきまして、9ページ目に、現在まだ業界団体というのは我々の傘下にはない状態なのですが、ダンスと飲食をする事業者が集まって、どういった役割を担っていただけるかということのイメージの図になります。業界団体がちゃんとしたものができた場合に、ページの下にあります、まず加盟事業者というものが自主規制基準を遵守しているかどうかを互いに監督、監査し合う。営業内容の似通った店舗等を潜在的な加盟事業者と捉えて、そこへ働きかけ加盟を呼びかける。さらに、新しく似たような営業形態、私、先ほどから申し上げている営業形態というのは、部屋がありまして、そこで音楽をいわゆる大音量でかけて、その中でお客さんが飲食をしたり、自由に踊ることが認められている営業形態になるのですが、そういった営業を始めたいという新規参入の事業者には適切な指導をして、自主規制基準を守らせるように働きかけをするというイメージになっております。ダンスと飲食を同時に提供する営業形態というのは、必ずしも1つのくくりには入らないと思いますので、その他の事業者の方たちも出てくると思います。そういった方たちは、また異なる自主規制基準を持った業界団体を組成していくというようなイメージでおります。

安念座長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問はございますか。

どうぞ。

滝座長代理 欧米社会では、ダンスを含めた懇親の会というのに非常に積極的で、そこでいろいろな文化が語られ、それに参加していないとダサく見られるというか、そういう時代でもあります。今のお話を聞いていて、直感的にはいろいろ風俗営業との関係で判断しようがないのだというような思いも感じていたのですが、やはり業界団体というのは、結構1つにつながっていくような感じがするのです。そういう意味で、大変いい話を聞かせていただいたと思います。感想です。

安念座長 どなたかありますか。

ダンススポーツ連盟さんの山田専務の問題関心と、それからクラブ系の方々の問題関心とは若干違うのですか。つまり、スポーツ、あるいはスポーツに近いダンスの業界団体の方々はどのようなのでしょうか。4号で要求している教師要件といたしまして、そういうも

のを撤廃してくれという御要求でしょうか。

日本ダンススポーツ連盟 4号はもちろん撤廃してほしいと思っています。現場が困っているので私どもも4月から講習の指定をお願いをしており、多分おりると思うのですが、いろいろ矛盾を感じており、4号教師資格が無いことによって実際に風営法が懸念する弊害があるかといったら1つも聞いたことがないので、ここは撤廃していいと思っています。

3号営業については、実は私どもはほとんどやっていません。文化的に、当たり前のように、ちまたのカフェで音楽が流れていたらちょっと踊れるくらいの場所が本来あって、若者を遊ばせない、ダンス人口が保てないと思っています。ですから、逆に今からそういうところに出ていきたいと考えています。3号については一定の規制をかけていただいてもいいけれども、それはダンスでかけるのではなくて、まずい営業形態について規制していただきたい。必用であれば別のそれぞれの専門の法律で規制していただきたい。3号もそういうふうに直していただきたいという希望でございます。

安念座長 その場合、3号は今、ダンスプラス飲食ですね。そうしますと、どういう直し方になるのでしょうか。飲食のほうは、例えば食品衛生法とかあるわけですが、またちょっと違った規制の仕方が考えられるということでしょうか。どなたでも結構です。

齋藤弁護士 まず時間帯が1つあると思うのです。お酒も含めた飲食ですが、警察庁の御見解ですが、プラスアルファ、ダンスが加わると、そこで皆さんとても盛り上がり、例えば騒音の問題だったり、そういうところに未成年者が入り出すところだったり、そういったプラスアルファ、ダンスが加わることによって、飲食だけではないのだということなのです。であれば、そういったいろいろなトラブルを想定して、それに見合った規制をしていただきたい。山田さんが海外の状況を見ていると、昼間の時間、飲食店で踊ってそこで問題が起きるかということ、多分それはないのではないかとことです。他方、深夜に及ぶと騒音の問題が出てきたりする。時間帯によって区切るということかなということ。ただ、先ほどの風俗営業の許可を取ろうとしても取れない、広がりがもう出ているところがあって、そこは恐らく風俗営業の許可を取らないとできないという形に、昼間だったとしても区切ってしまうと、実態とかなり合わなくなって、また違法業者が出てしまうということになる気がします。

安念座長 ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

どうぞ。

クラブとクラブカルチャーを守る会 弁護士の立石と申します。

問題とされている業種は、クラブだということは自覚しているのですが、風俗営業から一切外すということになると、今まで規制の中に入っていたものが全て野放しになってしまうというイメージになって、いろいろ問題が大きいと思っております。風俗営業から外して届出制にするなどワンクッション置きまして、今どういう改正案がいいのかというのを詰めているところで、具体的に申し上げることはできませんが、風俗営業から外して、ただ届出制にして、行政にもどういうお店がどこにあるかということ把握していただく、こういった方法は考えられると思っています。

安念座長 風俗営業というよりも、許可制ではなくて届出制という考え方、それとも風俗営業というラベルはとにかく困るということですか。

クラブとクラブカルチャーを守る会 後者もごさいます。風俗営業イコール許可制ですので、届出制にするイコール風俗営業ではないという問題と、あとは風俗営業というラベリング自体が、先ほど山田専務もおっしゃったような問題が含まれています。

安念座長 なるほど。それはそうですね。

ほかにいかがですか。

ラテンワークスコーポレーション よろしいですか。六本木において、例えば風俗営業の許可を取る場合の弊害として、用地要件や面積要件が非常に厳しいためにすごく限られた場所になってしまうのです。そうすると、その場所のみが風俗営業の許可を取ることができることになりまして、結果、その場所の家賃だけが上がる。要するに、経済的な側面からは、それが広げにくくなっていく。また、そういうところに目をつけた業者がそこを借り上げてしまう。家賃を上げることによって、事業者の事業を難しくする。また、オーナーさんの利益を搾取する、こういうような状況があります。なので、やはり許可制できるように、厳しい中ですごく狭い分野にしまっていることが、経済的にも広げにくくしているのではないかと思います。

安念座長 面積要件は20坪でしたか。

ラテンワークスコーポレーション そうです。66平米なので20坪です。

安念座長 あとは学校から何メートルでしたか。

ラテンワークスコーポレーション 学校からですと、100メートルと50メートルと、たしか近隣商業地域と商業地域によって差があります。

安念座長 六本木だと、東洋英和があるとか、そういう話になりますか。

ラテンワークスコーポレーション 東洋はありますね。あのあたりは、ビルの真ん中で分かれていたりとかするような状況です。または、お店の中においても窓側の10メートルぐらいはだめというようなことがあります。

安念座長 その場合は、水平距離で測るわけですから、そうなりますね。

ラテンワークスコーポレーション はい。そういうことになります。

クラブとクラブカルチャーを守る会 これは、法改正や規制緩和の方向性の話ではないのですが、複数の業界団体が設立されるという形のビジョンの1つのメリットなのです。例えば昼間しか営業しない、音量はそこまで大きくなくてもいい、かつ社交というものは余り優先しないで、単に体を動かして汗をかきましょう、照明も明るくても構わない、そういった営業をしたいという人たちが出てきたときには、今のいわゆるクラブほどの厳しい基準で規制をしなくても、若い方の入店を認めたり、そういったフレキシブルにできるというメリットがあると思っています。ですので、営業内容の異なる似通ったものの単位ごとに事業者団体を設立して、事業者団体で管理していくという未来像があります。

安念座長 それはあるでしょうね。

山田さん、どうぞ。

日本ダンススポーツ連盟 この風営法ができたときですけれども、これはテレビでやっていたので、私、確認したわけではないのですけれども、もともと占領軍から、ダンスホールその他慰安所をつくってほしいという要請があり、住民がダンスホール等の美名のもとに売春施設をつくるのかと反発をして断ったという新聞記事があったと思います。そのような時代背景の中で、この風営法が、ダンスホールやキャバレー目当てにつくられたの

だと思うのですけれども、現在は性風俗や売春の形態も変わり、ダンスに関するその役目は終わったと思っています。

もともと青少年をそういうものから守る、要は、性的興奮をするだとか、お酒を飲んでいい気持ちになるとか、人間は本能があって、それそのものは規制しきれないので、そういうものに関する営業については少年を入れないようにして管理をしていこうというのが風営法の精神だと思うのです。今は騒音だから風営法だと言っていますけれども、それは騒音の規制をきちんと整備していただくということであって、風営法で取り締まる内容ではないと思うのです。また、少年を入れないければ、風営法で時間の規制をする必要は本来ないと私は思います。

ですから、その精神に戻って、もう一回見直したときに、取り締まる法律をきちんと分けるべきと思うのです。ダンスをしているからではなくて。例えばキャバクラみたいな接待業があったとして、その中でダンスが使われてしまうことがあるかもしれません。でも、それはダンスだからいけないといって取り締まるのではなくて、その接待営業形態がいけないといって、これは2号営業に当たると思うのですけれども、2号営業で取り締まっていたらいい。例えば水着でダンスをさせるような営業が出たらどうするのですかと言われるのですけれども、そうすると水着でレスリングをやらせる店が出てきたらどうするのですか、しゃぶしゃぶ店で何かあったらどうするのですかと、推測すれば切りがない話で、実際に出てきたら個別にその問題営業を定義するしかなく、ダンスを理由に規制しているのはもう無理があると思っています。

したがって、基本的に「ダンス」ではなくて、個別の問題営業形態について取り締まる。それで心配であれば、何らかの監視・規制の範囲で届出制、あるいは深夜については、青少年を入れてはいけないと決めたら、これはもう風俗営業でもいいと私は思っているのですけれども、海外は深夜でもダンスをやらせていますので、管理の行き届く範囲でやらせる、それを一緒に考えさせていただきたいというのが私どもの希望でございます。

クラブとクラブカルチャーを守る会 今、手元に資料はないのですが、海外の事例ですが、例えばアメリカですと、1つの事例では許可制になっているのですが、その都市では、収容人数が1名以上という非常に小規模な店舗からでも許可を取ることができるようになっている。また、2時までと大枠では決まっている都市については、追加申請を出すことによって、朝までの営業が認められることもある。また、イギリスの事例ですと、全くのケースバイケースで、1件1件個別に判断をして、24時間営業できる場合とできない場合がある。そういった流動的な仕組みを取り入れている国が多いように思われます。

安念座長 いかがですか。

岩村先生は、何かコメントはありますか

岩村准教授 私は、4号、3号両方ともかかわっている音楽であると思うのですが、サルサに関しての立場からなのですけれども、もともと私は研究者になる前からサルサという音楽をやってしまして、結果的にそれでそちらの地域の歴史学を専門とするようになったのですが、今から30年ほど前にそういう演奏を始めまして、見ているときにはサルサのペアダンスを踊る人は1人もいなかったのです。ですが徐々にふえてきて、数万単位になってきているわけなのですけれども、基本的にサルサの業界というのは、サルサを教える人は社交ダンスの資格を持っていないと無許可で違法ということになって、そのまま続い

できました。かつサルサの場合は、どこかのスペースで、スポーツとしてやるというよりは、例えば喫茶店であるとか、レストランであるとか、そういうところのオーナーとか従業員の人がこういう音楽に興味を示して、踊り方がわからないから踊りを知っている人に習うとか、そういう形で広がってきたものなのです。

そうすると、場所としては、飲食を伴うようなところでも、小さなイベントでやっている。それが風営法の基準から照らすと、専門に踊らせる営業をしているわけではないのですけれども、イベント的にそういうことをやる。でもそれは、要件からすると3号営業になってしまうのです。

ずっとそういう違法状態できまして、今回の4号の、去年の警察から出た改正がありましたけれども、資格認定団体の要件緩和というのがありました。これでサルサも申請すれば、資格認定団体が取れるようになりました。それで、ダンサーのインストラクターの人たちは一生懸命それで動いています。動いているのですが、やはり先ほどの山田さんの指摘からもございましたとおり、全国規模であるとか、必ず試験を年中やらなくてはいいとか、規模の問題があってなかなか難しいのです。

私は、サルサの踊りが徐々に普及するのをずっと見てきましたが、別のダンスに目を移してみると、サルサだけではなくて、ペアダンスはいろいろと今でもあるのです。全然そういう資格認定団体を作る規模に達していないところがあります。今、萌芽的に、少しずつ愛好者を増やしつつあるペアダンスもあるのです。それらは規模として資格認定団体を絶対に作れないです。そうすると、資格認定団体を作れないということは、風営法から外れた教授するダンスにはなれない。そもそも風営法の建て付けが間違っているとずっと思っています。風営法の法律を読むと、ダンスの規定というのは、一般論としてダンスが述べられているのですけれども、4号のダンスというのは社交ダンスのダンスなのです。でも、そこはそう書いていないのです。それがやはり最大の問題で、かつ我々のサルサというものにとってみると、やられている現場というのも3号にかかわってくるものなので、やはりこれは風営法全体の問題として捉えて考えていかなければならないのではないかと思っています。

安念座長 ほかはいかがですか。

私の個人的な見解ですが、日本を取り戻すのだとすると、大いにやらなければならないでしょう。私の考えでは、性的でない踊りというのは本来ないはずで、あれは全て性的な意味があるから踊りというものがある。つまり性的な雰囲気が醸し出されるから規制するというのであれば、それは踊りを全部やめろということになって、無茶な話です。その点は、日本は神代の昔から解放的だったはずで、日本を取り戻すのだったら、やはりそちらのほうを開放してくれないと。これは私の個人的な考えを言っているだけです。

法律は、ダンスの定義をしていないが、さはさりながら、ダンスを言葉で定義しろというのはなかなか難しいでしょうね。だから、社会通念上、ダンスと呼ばれているものはダンスなのだと思えないところがあるのは確かだろうと思います。けれども、何となく歴史的な経緯から、ここで言うダンスというのは社交ダンスのことなのだと思限定するのは、法律による行政の原理から言うと、反則とまでは言わないかもしれないが、そちらのほうグレーですね。

どうぞ。

滝座長代理 感想ですけれども、聞いていて、ダンスは歌と同じような気がしてきました。歌もいろいろな歌があって、セクシーな歌もあります。だから、先ほどの遊興の中に入っているのは、それはそれでいいのではないかなという感じです。そして、いろいろ問題は起こりますので、やはり業界団体がきちっとして、今、言った日本を取り戻すためにも頑張らなければいけない。ダンスは歌と同じで、では歌は何だ、それは人間の本能ではないですか。歌うこと、踊ること、似ていますね。そういう気がしてきました。

安念座長 ほかにはどうですか。

今日は大変勉強になる話を伺いました。こんなところにしておきましょうか。

今日はありがとうございました。

(日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスコーポレーション株式会社、  
齋藤弁護士、クラブとクラブカルチャーを守る会、岩村准教授退室)  
(六本木商店街振興組合入室)

安念座長 お忙しい中、どうもありがとうございます。続きまして、六本木商店街振興組合さんからヒアリングを行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

どなたに御説明いただきますか。新保副理事長から、よろしく願いいたします。

六本木商店街振興組合(新保) どうもはじめまして。本日は、このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。六本木商店街の副理事長を務めております、新保雅敏でございます。また一緒に同行しておりますのは、同じく副理事長の白井と、理事の小林で、3名で伺わせていただいております。

安念座長 どうぞよろしく願いします。

六本木商店街振興組合(新保) こちらこそ、よろしく願いします。

それでは、早速お話をさせていただきます。この次第をお渡ししてありますので、これに準じてお話をさせていただければと思います。

1 番目には「街の現状と今日までの経緯」ということでお話をさせていただきます。

1) では、現在の街の状況ということでお話をしたいのですけれども、六本木の街は、往々にして繁華街のイメージが今一般的には非常に強いイメージとなっています。しかしながら、確かに目抜き通りは繁華街色が非常に強いのですけれども、当然昼間はオフィス街でもありますし、一步裏へ入れば多くの住宅街を抱えている街でございます。また同時に、幼稚園から小・中・高まで、公立、私立の学校を抱えておりまして、毎朝そういうお子さんたちを含め、通勤の方たちが朝通う街でもあるということをお一つ御理解いただきたいと思っております。

そんな中、やはり今の六本木の街の状況をお話ししますと、2) にありますとおり、毎朝早朝から昼近くまで酔客が出没するのが現状でございます。1日の大事なスタートをすべく通学、通勤をしている方々を、私どもとしては大切にしていきたいという気持ちがあります。その気持ちを少しでも良くするための雰囲気づくり、改善をしていかなければいけないということで、今日活動しております。

また同時に、平気で街をごみ箱のように散らかす者もおります。これは外来者、街に遊びに来られる方もそうなのですけれども、交差点内にたむろしている客引きですとか、クラブの女性のスカウトをするために、スカウトマンなどがおりまして、そういう者が常時交差点内にたむろして歩行喫煙をし、たばこの吸い殻ですとか、空き缶を平気で道路上に

捨てていくというような現状が、今の六本木の夜から朝にかけての状況でございます。今朝も、私ども、朝通学路に立って、いろいろ清掃をしながら子供たちの通学を見守っていたのですが、非常に多量のごみが散乱しているということです。ちょっと今お話ししていることは、ダンスとはちょっとかけ離れているようにお聞き取りされるかもしれませんが、やはりここら辺の問題が解決しないことには、このダンスの問題は、私どもはとてでもないけれども、首を縦に振れないということがあります。ちょっとお聞きをいただきたいと思います。

早朝起きる酔客同士のトラブルによるけんかですとか、泥酔客の物を持ち去るような窃盗事件もやはり起きていることが、街の問題となりますし、また、過去にも反社会勢力の争いも当然深夜、早朝にかけて起きるといったことがあります。

そのような中で、もう一つは歩行飲酒や、コンビニ前での酒盛りもするというので、海外では認められていない歩行飲酒、それから公共の場での飲酒が公然と行われているという状況が今の街の状況で、こういう方たちが街を汚しているという状況があります。

客引きの問題で、外国人等の客引きによるトラブルは体感治安を悪くするというので、過去には米軍からも「六本木には行かないように」という通達が出ているということも、私どもは聞いております。

こんなことが今ありまして、その中で、そういうクラブ営業だとか、クラブ営業の店内トラブルの発生や何かで、六本木のイメージが非常にダウンしている。街としては、クラブが問題なのに、そうやってクラブに来る方たちが、クラブに入る前にお金がかかるから、場合によってはコンビニの前である程度お酒を飲んで、ほろ酔い加減になってから行くために、街を汚してから行ったりとか、または、帰りがけに店で飲んできたショット瓶を持ったまま外に出て、それを不法投棄していったりとかいうことがある。

また同時に、警察の取り締まりの理由が店の営業に影響するたびに、そういう取り締まりの隠蔽工作をしてきているということがあります。そのために、私ども地域から一度もクラブに対して、深夜営業をしているからその店を取り締まってくれとかというような電話通報などは全くしていないで、ほとんどがクラブ間のねたみの関係で警察に通報されて、それによって警察が動いているということで、最近は知りませんが、ちょっと前までは月に200件ぐらい警察にそういう電話が入っているという状況があって、そういう隠蔽工作がされているために事件も起きて、その事件によって、街のイメージが悪くなっている。これが私どもにとっては大きな、簡単には賛成できない要因であります。

私どもとしては、六本木の街は24時間活動する街として、やはりそのように受けとめられていきたいし、またそういうふうにしていきたいのですけれども、1日のスタートとしては穏やかな朝の空気の中で通勤、通学ができ、そして日中はビジネス街として、またショッピングの街となり、そして夜間は繁華街としての姿になっていく、そういうような循環機能が街の中に生まれればありがたいなといつも思っております。

六本木の繁華街の中で、風営法の問題点としては、営業できる時間が、風営法が日の出から25時、これは六本木の場合は一部25時ということなので、朝の1時まで営業できるようになっております。これが守られていないのが現状でございますけれども、もう一つは、朝方風俗営業店が営業できることによって、朝キャバですとか、朝ホストとかという店もできている。こういうような今の状況が街の雰囲気悪くしているということがあります。

その中で、やはり1時まで営業できないために、営業が成り立たないために、深夜酒類提供店として営業許可を取って、朝まで違法営業をして、また六本木の繁華街でオープンする店が多くて、六本木のイメージを崩しているというのが私どもとしては非常に許しがたい状況であるし、また同時に、そのことによって、朝の通勤、通学、または居住の方も朝歩くのが怖いということも言われている。こういうような問題を何とかしていかなければいけないというのが、私どもの思いでございます。

クラブ営業時間の延長により起きる問題点としては、現状の風営法、または今の深夜酒類提供店の営業許可のままに営業時間を延長されますと、多分、街は今以上に汚れ、治安も今以上に悪化することは間違いないと思います。現実にはちょっと難しいかもしれませんが、今の経営者の資質だとか姿勢には、私は問題があるのかなと。

もう一つは、やはり現状をこのまま進めていくと、六本木には、反社会的な勢力の資金源にもなりかねないところも見え隠れしているというのが現状だと思います。地域としては、規制改革に対する考え方としては、もし今後これを改正する動きがあるのであれば、新たなルールの作成をするに当たっては、その組織の中に、地域の声を反映させるために、ぜひ地域の人間も入れていただきたいし、また同時に、新たな制度のもとで営業許可を出す仕組みができるのであれば、そのチェック機能の中にも地域メンバーを加えていただきたい。

同時に、そういう新たなことをされた上で加盟される店があるのであれば、しっかり地域貢献もするような体制づくりをつくっていただきたい。そこら辺をきちんとやっていただけることが、私どもとしてはこの風営法改正の中で大きな要因でもあるし、これは認めるというわけではなくて、改正するのであれば、こういうようなことは必要であるということであって、改正の内容については、私どもの現状を十分御理解いただかないと、改正については多分賛成はできないだろう。

私ども商店街としては、請願は出しておりませんが、六本木の町会を中心とした12町会の町会長は連名で、今のクラブの営業の問題については、徹底して取り締まってほしいという請願を出しております。そういうような今の街の状況と御理解いただければと思います。その中で、このクラブ営業をどうしていくかということをお考えいただければありがたいのかなと思います。

補足があるかもしれませんが、もしあれば。

六本木商店街振興組合（臼井）失礼します。

このダンスの問題を考えたときに、考え方として3つぐらいの側面があるのかなと思っております。まず、1つ目、ダンスそのものを法律で管理している、取り締まっているということは、やはり世界的に見ても、これは我々もある意味、言葉が適切かどうかわかりませんが、ナンセンスなのかなと思っております。ですから、ダンスそのものを開放していくという動きに関して、街の人間としても何ら異論はないところです。

それとは別に、ダンスですとか、クラブですとかという問題に直接関わらない問題も含めて、今特に六本木という街が持っている問題として、今、新保のほうがいるいる申し上げましたけれども、六本木は確かにほかの繁華街と比べて住居も隣接しておりますし、美術館ですとか、そういう文化施設もありますし、大企業の本社、機構もあります。そういういろいろなものが1つの地域に混在しているという特殊性があるので、どうしても時間

的な切り分け、昔からの繁華街としての様相が、急に朝になったらびたっとビジネス街に変わるといことがなかなかされないで、我々もそこは悩んでいるところなのです。そういうような街としてのいろいろな問題、ダンスと直結しない問題も抱えているということが2点目。

やはりクラブの問題になると、今もお話がありましたけれども、1時までしか営業してはいけないのが、現実問題、朝まで営業している。これがもう実態です。その中で、本来いけない中で営業しているものだから、そこで起きた問題を隠蔽したりとか、警察と連携した商売ができないという状態になっているわけです。ですから、これは我々としても最悪だなと思っています。ここは変えなければいけない。変える方向として、朝まで営業、先ほど1番目に申し上げましたように、ダンス文化というものをある程度尊重して朝まで営業させるということをお認めるのであれば、それとはまた別に何らかのルールづくりが必要なのではないか。

ルールというのか、仕組みというのか、それはわかりませんが、そういうことをしないと、先ほど申し上げました、街の諸問題というものがただ拡大していくだけということになります。それは、多くの方が来てくれたほうが街としては、商店としてはいいですし、世界中からお客様を集めるという意味では、日本国としてもいいのだと思いますけれども、やはりそれで当然ごみも増えますし、いろいろなトラブルも増えていきます。人が集まるところは、それはしょうがないことです。ただ、そこをどうやってカバーしていくかという仕組み作りを一方で進めていきたい。そういう中では、我々地元の間人もぜひともそういうところに参加させていただきたい、そういうところですよ。

安念座長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

何か御質問や御意見はございませんか。

やはり現状は非常にまずいという御認識は共有しておられるわけですね。つまり、今のところは許可のハードルが非常に高い。しかし、商売として成り立つのであれば、人間のいわば本性として、ブラックな営業が出てくるのは、ある意味では当然のことです。しかし、ブラックなままで何かよくわからないという連中が増えるのが一番困ることですね。

具体的にどういうふうな仕組みを作ると共存共栄というか、商店街にとっても受け入れ可能な仕組みづくりができますか。深夜営業について言うならば、例えば平日は何時ごろとか、ウィークエンドなら何時ごろとか、そのような感じはおありですか。

六本木商店街振興組合（臼井） 例えば、朝5時まで営業しても、それはいいと思うのです。それでそのままそのお客様方が始発で帰っていただくということになればいいのですが、そこから逆に今度クラブで働いていた従業員の方々が、仕事が終わったからといってまた飲みに行く、それを受け入れる店があって、その人たちが帰るところには、当然、街が通常の活動、昼間の活動しているところと交錯してしまうというところがあるので、正直申し上げまして、では、その解決策、仕組み作りはどうすればいいのだと言われると、我々もすぐにこれだという答えはありません。

ただ、やはり何か管理して、例えばごみの問題だったら、先ほどもお話出ましたけれども、そういうクラブ関係の人たちもちゃんと商店街なら商店街の組織に入ってください。

そういうところからの会費収入をごみの回収とか、もしくは警備員とか誘導員を立てて、そういう者が一般の方との交錯をなるべく避けるようにするとか、そういうようなことな

のかなと。これはちょっと個人的な部分も入りますけれども、そういうようなことは考えられるかなと思います。

安念座長 そうですね。

ほかはいかがですか。

圓尾専門委員 全然専門外ですけども、先ほどダンスの関連の方のお話を伺っていても、やはりダンスが問題ということは全然感じないですね。

安念座長 もちろん、それ自体はね。

圓尾専門委員 ですから、今のお話も結局は、騒音だったら騒音を取り締まればいい話であって、それから歩行飲酒が原因でいろいろな問題が起きているのであれば、区によっては、歩行喫煙を完全に禁止しているところもありますし、同様に禁止すればいい話だと思います。

だから、今おっしゃったように、1個1個の問題をつぶすように対応していけばいいはずであって、風営法でダンスを全般に取り締まれば解決する話でもないということでしょう。騒音の問題についても、1時まで、2時まで、3時までと何時にリミットを設けようが、絶対始発が出るまで営業すると思うので、オフィシャルに始発までの営業を認めた上で、必要があれば警察がオフィシャルに介入できる形にしないといけない。闇があるのはよくない、とお話を伺っていて思いました。

安念座長 全くそうでしょうね。1時まで営業すれば始発までですね。それはもうそうになってしまうだろうし、商売というか、ビジネスの実態としては必ずそうなりますね。

六本木商店街振興組合（新保） そういう観点からすると、あと1点は、今の六本木における水商売の方たちは、納税がきちんとされていないお店が多いのです。現実には、何カ月も経たないうちに店が潰れてしまうからということもあるのでしょうけれども、強制的に経営者を変えて、経営母体を変えて、消費税を払わない、または源泉所得税を払わないで、そのまま形態を変えていくという繰り返しをしている店も多くあります。ですから、そういうところもきちんとさせないと、やはり健全は経営形態にならないのではないかなと、私はつくづく思っているのです。

今日まで多くのお店と、私もビルのオーナーとしてテナントに貸していますけれども、そういうようことが過去には何回かありまして、何で変わるのかなと思っていたのです。そうしたら、やっと最近それがわかってきて、そういうような経営方針ができてしまう今のシステムもおかしいのかなと思います。

安念座長 どうぞ。

滝座長代理 私の浅い知識の世界なのですが、ファニチャーズで営業すると、国税が6カ月間来ないという。新規にお店を借りて、営業権というか家賃を払って、そうすると、それを届けなければいけない、認可を取らなければいけないとなるのですが、完全に装備された中で、マネージャーとか雇われママだけ変わっていくみたいな形で、実はどんどん別の人になっていくために、国税が税金を取れないというような実態があるみたいですね。ですから、逆にそういう実態の中で、きちとどう抑え込むかということで結構変わってくるような気がしているのですが。

安念座長 なるほど。わかりました。今後の議論の参考にさせていただきます。

今日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

## 第15回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要（抜粋）

- 1．日時：平成26年1月20日（月）16:00～17:00
- 2．場所：内閣府合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
- 3．出席者：  
（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、翁百合、佐久間総一郎、松村敏弘、森下竜一  
（専門委員）小林三喜雄、圓尾雅則、川本明、久保利英明  
（関係団体等）齋藤弁護士、日本ダンススポーツ連盟、六本木商店街振興組合  
（警察庁）生活安全局 楠保安課長  
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官
- 4．議題：

- 1．事業者からのヒアリング  
「ダンスに係る風営法規制の見直し」

### 5．議事概要：

安念座長 座長の安念でございます。どうも今日はお忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。遅まきながら明けましておめでとうございます。本年もどうぞ皆さんよろしく願いいたします。

本日の議題は「ダンスに係る風営法規制の見直し」でございます。この点については、既に昨年11月22日の会議におきまして関係団体等からいろいろな御意見を伺ったところでございます。

本日は、警察庁からのヒアリングを行いまして、議論をさらに深めていきたいと思えます。東京オリンピックを控えまして、国際的にも注目されている論点でございますので、本ワーキング・グループとしても重点的に取り組んでいきたいと思っている話題の1つでございます。

本日もどうぞ自由で闊達な御議論を頂戴いたしますようお願いをいたします。

安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議題の「ダンスに係る風営法規制の見直し」に入りたいと思えます。

それでは、関係者の皆様に御入室くださるようお願いしてください。

（警察庁、齋藤弁護士、日本ダンススポーツ連盟、六本木商店街振興組合入室）

安念座長 皆さん、お忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

早速でございますが、それでは、警察庁から御説明をいただけますでしょうか。

警察庁（楠課長） 警察庁保安課長の楠でございます。よろしく願いいたします。

お手元にお配りしました資料によりまして、客にダンスをさせる営業に対する風営法の規制について御説明いたします。

まず、風営法についてですが、この法律は善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的として、風俗営業、性風俗関連特

殊営業等について必要な規制を設けております。

このうち風俗営業につきましては、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものであり、営業の健全化・適正化になじむものである一方、営業の行われ方いかんによっては問題が生じる恐れがあることから、規制の対象とされているものでございます。

他方、性風俗関連特殊営業については、俗に片仮名書きで「フーゾク」と言われる性を売り物とする営業であることから、厳しい取締りの対象とされており、法律上、両者は全く別の種類のものとして区別されております。

それでは、資料の1枚目でございますが、風営法で規制の対象となっている客にダンスをさせる営業について御説明いたします。

風営法では、客にダンスをさせる営業につきまして「キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業」「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」の3つの類型を規制の対象としております。接待、飲食の有無で異なる類型といたしております。

要件1に記載してありますとおり、規制の対象となりますのはあくまでも営業であり、ダンス自体が問題であるとしてダンスそのものを規制するものではございません。

また、営業を規制する法律でありますので、非営利のものは規制の対象とはなりません。

次に、要件2に記載してありますとおり、客にダンスをさせるための設備、物的施設や備品を設けて営業の常態として客にダンスをさせるものが対象となります。

平成24年末現在におけるこれらの営業の許可件数は、1号営業が2,774件、3号営業が413件、4号営業が150件で、この150件のうちダンススクール等が83件となっております。次に、資料の2枚目を御覧ください。

風俗営業の規制の対象につきましては、これまでも見直しが行われてきたところですが、特に4号営業につきましては風営法により規制が設けられている趣旨に照らして、典型的に規制の対象とならないと認められる形態についてこれを明らかにするとともに、法令の改正により一定のダンススクール営業を規制の対象から除外しております。

第1に、風営法は営業を規制する法律でありますので、地方公共団体や公益法人等が趣味やスポーツ、健康増進のために非営利で行っているダンス教室のようなものについては規制の対象となりません。

第2に、ヒップホップダンスなど男女がペアになって踊ることが通常の形態となっていないダンスを客にさせる営業は、それだけでは男女間の享乐的な雰囲気や過度にわたる可能性があるとは言いがたく、現実に風俗上の問題等が生じている実態も認められないことから、原則として4号営業の規制の対象とする扱いはしていないところでございます。

なお、3号営業「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」につきましては、4号営業と異なり、客にダンスをさせることに加えて客に飲食をさせることを伴うものであり、このため4号営業よりも享乐的な雰囲気が過度にわたり、風俗上の問題等を生じさせるおそれが大きいことから、ペアダンスをさせるものはもとより、ペアダンス以外のダンスをさせるものについても規制の対象といたしております。

第3に、一定の資格を有するダンス教師がダンスを教授する営業につきましては、ダン

スの技能・知識の教授を主たる対象としており、問題となる事案も見られなかったことから、平成10年の風営法の改正等により、全日本ダンス協会連合会、日本ボールルームダンス連盟が実施するダンスの教授に関する講習で国家公安委員会が指定したものの修了者などが教授するダンススクール営業について、風俗営業から除外することとされました。

平成24年11月には、この2団体以外の団体が実施する講習であっても指定講習として指定することができるように風営法施行令が改正されたところであり、現在はこの2団体に加えて日本ダンス議会、日本ダンススポーツ連盟の行う講習が指定されております。

なお、ただいま御説明いたしました点につきましては、都道府県警察に徹底するとともに、いずれも警察庁のホームページ等で公開しているところであり、その取扱いに誤解の生じることがないようにしているところでございます。

それでは「客にダンスをさせる営業」に対する風営法上の規制の概要について御説明いたします。資料の3枚目を御覧ください。

まず、風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて営業所ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされており、許可の基準として人的欠格事由と物的欠格事由とが設けられております。

人的欠格事由としては、一定の刑に処せられて5年を経過しない者、暴力団員等が、物的欠格事由としては、営業所の構造・設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準満たしていないことが、それぞれ定められております。

営業所の構造・設備のうち、客室の床面積の基準につきましては、1号営業と3号営業については客室1室の床面積が66平方メートル以上で、ダンスをさせるための部分がおおむねその5分の1以上とされており、4号営業についてはダンスをさせるための1室の床面積が66平方メートル以上とされております。

次に、営業地域の制限として、住居集合地域、病院・学校等の周囲おおむね100メートルの地域など、都道府県の条例で定める地域においては営業を営むことができないこととされております。

次に、風俗営業については原則として午前0時から日の出時までの時間においては営むことができないこととされておりますが、都道府県の条例により例外を定めることができることとされております。この点については後ほど補足して御説明いたします。

この他、照度の規制でありますとか広告宣伝の規制、客引き等の規制、年少者接待等禁止に関する規定が設けられている他、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることが禁止されております。

資料の4枚目を御覧ください。営業時間に係る規制について、若干補足して御説明いたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、風俗営業につきましては原則として午前0時から日の出時までの時間において営業を営むことができないこととされておりますが、都道府県の条例により例外を定めることができることとされております。

第1に、習俗的行事その他の特別の事情がある日として、条例で定める日において条例で定める地域内においては条例で定める時まで営業することができることとされております。現在のところ、例えば東京都では都条例等により、年末年始、大規模な祭礼が行われる日等について、地域を定めて午前1時まで営業することができることとされております。

この風営法の規定により、都道府県の条例で定めれば、例えば土日において営業時間を延長するという事も可能でございます。

第2に、店舗が多数集合しており、風俗営業などの営業所が多数設置されている地域で、住居集合地域などに隣接する地域でないなど、午前1時まで営業を営むことが許容される地域として条例で定める地域については、午前1時まで営業を営むことが可能とされております。現在のところ、例えば東京では六本木、渋谷、新宿等の商業地域の一部が指定されております。この風営法の規定により、都道府県の条例で定めれば、一定の地域について通年で午前1時まで営業時間を延長することが可能でございます。

最後に、資料の5枚目を御覧ください。

3号営業「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」をめぐっては、資料の上の方に記載してありますとおり、「騒音・い集」「年少者の出入り」「店内外における傷害事案・もめごと等」「薬物売買・使用容疑」「女性に対する性的事案」等の問題が見られるところであり、地域住民から警察に対して強い取締要望が寄せられているところがございます。

例えば大阪のアメリカ村、これはミナミ地区でございますが、平成22年9月ごろに、「クラブが流す大音量、重低音の音楽が深夜から早朝にかけて鳴りやまず、睡眠を妨害されている、ノイローゼになった住民もいる。」とか、「クラブで朝まで飲んだ若者ら同士がけんかをしたり、店先の看板や車を壊したり、因縁をつけられたりして外に出られない。」とか、「クラブの営業者に音量を下げようをお願いをしても相手をされず、店からつまみ出された。」などの声が警察に寄せられ、同年10月には町会長からクラブの取締要望書が警察に対して提出されました。その後、平成25年にもアメリカ村の町会からクラブへの指導・取締りなどの継続の要望書が提出されております。

また、東京の六本木地区では、平成23年9月に地元の町会から、六本木5丁目交差点付近から六本木3丁目児童遊園周辺にかけての安全・安心環境の改善に関する陳情書が警察に提出された他、25年7月にも六本木の現状として、早朝は酔客がいるため通学がしにくい、深夜早朝における若者等によるけんかの多発、クラブ等の飲食店における騒音の苦情、クラブ等における殺人事件や重傷傷害事件の発生、クラブ等での違反薬物の使用が噂されていることなどを挙げた上で、治安悪化の温床であるクラブ等の取締りを強化してほしいとの陳情がなされました。

警察では、地元住民からのこのような苦情・取締要望を踏まえ、営業者に対して指導・警告を行うとともに、この指導・警告に従わず同様の問題を起こしている悪質な営業者に対して取締りを行っているところでございます。

まとめといたしまして、今回このワーキング・グループにおいてダンスに係る風営法規制の見直しが行い上げられて、その問題意識として、「客にダンスをさせる営業について、風営法の許可の基準が必ずしも明確でないため、風営法の規制対象となる営業形態を明確にすべきでないか」とされておりますが、先ほども御説明いたしましたとおり、規制の対象となる営業の範囲等について疑義が生じた場合には、必要に応じて警察庁のホームページ等で明らかにしているところであり、現時点においては規制対象となる営業形態について誤解が生じているという状況にはないものと認識しております。

また、客にダンスをさせる営業について、風俗営業の規制の対象から除外すべきではな

いかという声もございますが、3号営業をめぐるのは先ほど御説明したとおり問題となる事案が発生し、地元住民からの苦情・取締要望が寄せられております。

このような状況の中で3号営業に対する風営法の規制を撤廃することは、暴力団員等の悪質な営業者による不適切な営業行為により風俗上の問題が生じ得ること、騒音等により営業所周辺地域の生活環境が悪化し得ること、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることにより少年の健全な育成に問題が生じることが懸念され、今以上に様々な問題を惹起するおそれがあることから問題が多いのではないかと考えております。まずは営業者が業界団体を作るなどして自主規制を行い、営業の健全化に向けた努力をする必要があるのではないかと考えております。

また、4号営業につきましては、3号営業のように問題となる事案が発生しているという状況にはないことから、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているところですが、4号営業を風営法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念されることとあり、問題が多いのではないかと考えているところでございます。

このようなことから、現時点において客にダンスをさせる営業に対する風営法の規制を撤廃してしまうということはなかなか難しいのではないかと考えております。

なお、風営法による営業時間の制限が午前0時又は1時とされていることから、風俗営業の許可を受けることができず、違法に3号営業を営む要因となっているとの声がございますが、先ほども御説明したとおり、現行の風営法の下でも都道府県の条例により、例えば土日に営業時間を延長することは可能であります。ただ、その前提としては地元住民の理解を得ることが不可欠ではないかと考えております。

私からの説明は以上でございます。

安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして齋藤弁護士にお願いいたします。

齋藤弁護士 弁護士の齋藤貴弘と申します。

私からは前回、1回目のヒアリングで六本木商店街振興組合、日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスなどからのヒアリングの結果を簡単にまとめさせていただければと思っております。

まず、お手元の資料2に沿って御説明していきたいと思っております。

まず、前回明らかになったことなのですが、ダンスをめぐる産業としての裾野の広さ。これをもう少し伸ばしていくべきではないかというところを強調させていただきました。文化、観光、教育などにおいて相当規模の産業に成長しており、今後も成長が期待される、とても大きなポテンシャルを秘めた産業です。

文化としては、単に音楽、ダンスだけではなくて、ファッション、映像、あるいはいろいろなIT企業のアイデアの交換の場になっていたり、観光としては、オリンピックに向けて外国人をもてなすための非常に重要な資源になると思っております。教育に関しては、中学校の体育の必修科目としてヒップホップが取り上げられたりして、その効果が期待されております。

これが現行の風営法の規制の中で非常に大きな制限を受けてしまっていて、過度にわた

る制約の中に非常に制限されてしまっているというところ です。

2番の深夜に及ぶダンス営業に関連して、酔客のけんかですとかごみなどのトラブルの事案が六本木商店街振興組合さんなどから指摘されましたけれども、そういったトラブルの事実はあったとして、それを回避、防ぐために風営法の現行のダンス営業規制が有効性を示していないのではないかとということが前回指摘されました。

ダンスとトラブルというのは関連性を欠きますし、ダンス営業規制によって、むしろ事業者が警察や地元商店街と連携をしていくのが困難な状況に陥ってしまっていることですか、かえって遵法意識を欠く事業者を誘導しかねない、遵法意識をとということですか、ダンスを基準とすることで規制内容が広範になってしまっていて、現場の警察官にとっても取締りに混乱を生じてしまっているというところがございます。

最後の、現場の警察官にとっても混乱を生じてしまっているというところは、資料の2枚目で「『ダンス』基準が現場で機能していないことについて～NOON訴訟における警察官証言より～」の、このNOON訴訟というのは、風営法で摘発を受けた事業者が風営法の違憲性を争って起こしている裁判なのですが、その弁護団の西川研一弁護士がまとめた資料で詳しく記載されているというところ です。

したがいまして、ダンスを基準とした規制の限界が明らかになっておりまして、現行の3号ダンス飲食営業を風俗営業から除外するのが相当であると要望いたしました。

なお、ダンススクールなどの4号営業については、具体的な弊害がありませんので、規制の必要性が全くないと思っております。

3番の「トラブル解決のために求められること」というところですが、これは深夜営業をまず適法化しつつ、その中でより実効的なトラブルの解決策を探っていくべきであるということで、六本木商店街振興組合さんからの要望がございました。

具体的なトラブルに即して、個別の取締法規で解決を目指していくべきと考えておりまして、例えば騒音・い集は迷惑防止条例などで取締りが可能ですし、暴行傷害、薬物などの事件、女性の性的事案については各種刑法犯で摘発が可能です。ゴミ問題については、現行の風営法ではなかなか解決が難しいので、事業者や地域などによって取組をしていく、取組を促していくことが必要だと思っております。

結局は検討すべきことは、個別の取締法規によっていかに実効的な取締りを実現していくべきか、どういった体制で個別取締法規を有効化していくのかということだと考えております。

その中で、前回クラブとクラブカルチャーを守る会というクラブの事業者団体の組織を目指している団体からのヒアリングがございまして、事業者団体をクラブ事業者の中で結成しているという動きが説明されました。これは前回のヒアリングの後いろいろ具体的な動きがありまして、事業者団体設立に向けて着々と動いているというところ です。

「4 事業者団体の活用」なのですが、警察庁の以前の見解ですと、個別法規の取締りの中では警察の人的資源の限界があって、なかなか全ての業態、全てのトラブルを把握するのが困難ということが指摘されましたけれども、事業者団体のそういう自主的な取組をうまく生かし警察と連携を強化していくことで、人的資源の問題は解決できるように考えております。

「5 連携のあり方」なのですが、許可制ということで、ダンスを例えばクラブなどの

場所に集約して、集約した上で許可をする。そしてその中で管理をしていくということがあるのですけれども、前回指摘されたように、風俗営業とされることによって社会的にいろいろなレッテルが張られてしまうラベリングの問題が指摘されました。

現行だと深夜酒類提供飲食店、夜お酒を出す飲食店として、届け出制の中で営業することができないかということが一つあるかと思います。届け出制とすることで業態の把握が可能になりますし、業態を把握する中で警察と関係をつくって継続的な指導体制を構築していく。営業停止ですとか罰金などによって罰則もありますので、指導の実効化が可能になるように思います。

実際に深夜酒類提供飲食店と風俗営業の規制内容は、おおむね深夜酒類提供飲食店が風俗営業の規制内容を準用しているという形になっております。

人的欠格事由についてはありませんけれども、これは必要に応じて準用なり新たに禁止事項を設けるなどすればいいのかなと思います。

その他、具体的な今回の警察庁からのヒアリングの規制を撤廃した場合の弊害ということについても、現行の深夜酒類提供飲食店あるいは事業者による事業者団体の取組、あるいはそれに伴う個別法規によって解決していくことが可能なのかなと思っております。以上です。

安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今のお二人の御説明につきまして御発言のある方どうぞ。どなたからでも結構でございます。

どうぞ。

久保利専門委員 警察庁にお伺いしたいのですが、海外における、ヨーロッパあるいはアメリカでも結構なのですけれども、12時とか1時という時間帯でこの種の飲食業を含めて、ダンスが入るかどうかは別にして、これの時間で制限をするというのは国際的に一般的なものなのでしょうか。私、世界中161カ国歩いて夜結構遊ぶのですけれども、私の知っている限りではそんな12時でおしまいになるようなヨーロッパの国というのは余り記憶にないのですが、一般的にはいかがなものでございましょう。

安念座長 どうぞ。

警察庁（楠課長） 私どもも詳細に間違いなく把握しているかというところではちょっと自信がないところもあるのですけれども、各国もそれぞれ何らかのこの種の営業に対しては規制は設けております。ただ、時間についてはそれぞれで、日本よりも遅いところも当然ございます。ただ、それはそれぞれの国の情勢等に応じて決まってくるものではないかと思っております。

久保利専門委員 ごもっともだと思うのですけれども、ただ、この国の睡眠とか起床とかそういう行動パターンそのものは、最近10年、20年、30年見ていると随分変わってきて農耕民族型の夜早く寝て朝早く起きるというパターンではもうないのではないかと。特に都市においては実態が違ってきているのではないかなと思いますが、そのあたりの実態調査というかですね。本当にこれは12時、1時でなければいけないものなのかどうかというのは、何か調査データがございませうでしょうか。

警察庁（楠課長） 先ほどポンチ絵の4枚目で、営業時間に係る規制について御説明をさせていただきましたが、実は平成10年の風営法の改正で、この2つ目の営業延長許容地

域というのを新たに設けています。それまではお祭りとかそういう特別な事情がある日は延ばせませけれども、それ以外は午前0時ということにしていたのですけれども、今、委員がおっしゃられましたとおり夜型化も進んでいる面もあるので、多少緩和できるところは緩和してはどうかということでこういう制度を設けました。

その際に、夜中に起きている人の割合とかを、ちょっと今、資料を持っていませんが、調べたデータとかございまして、それを見ると午前1時を超えるとかなり寝てしまっている人が多いということでありまして、その状況というのは今も変更がないと考えております。ですから、深夜の時間帯に、ある意味ちょっと大騒ぎといいますか、騒ぐ場合に周りの住民の人との兼ね合いをどういうふうに考えていくかということで、平成10年の際には午前1時までだったらということで改正をしたということでございます。

安念座長 他にいかがですか。

私、この問題が生じてからようやく風営法というのを初めてちゃんと読んだのですが、1号、3号、4号の論理関係というのは普通の法令にはないですね。

というのは、Aという範囲のものを規制する号があって、次にAを含むBというより広範なものを規制の対象にする第2号があるときには、大抵（第1号に掲げるものを除く）というような書き方をするのが法制局的な法文のつくり方だと思うのですが、字面だけ読むと、理論的には4号さえあれば全てを包括することができるようになってはいるはずなのですが、なぜこういうふうに書き分けられているのか。何かそれは歴史的な経緯のあることですか。

警察庁（楠課長） もともとは座長がおっしゃられるように4号だけの規制だったものでございます。それが社会の実態としていろいろな形態が出てきたということで、その実態に合わせて改正をして号を分けたというふうに承知しております。

安念座長 そうすると、当局の取締りのやり方としては、4号はもともと包括的だったのだけれども、1号と3号がいわば分家したから、規制の実態としては4号から1号と3号に含まれるものは一応除いて考える、こういうような読み方をしておられるということですか。

警察庁（楠課長） 今の規制は、風営法の2条で1号、3号、4号というふうに書いているのですけれども、先ほどおっしゃられましたとおり、1号を書いて、3号の中からは1号に該当するものを除いて、4号からも1、3号に該当するものを除くという形になっております。そういう意味では、接待とか飲食とかある意味追加の要件がかかっている部分があればそちらの号で読みます。

安念座長 そうでしょうね。それは法律の読み方をすれば当然そうなるでしょうね。わかりました。

どうぞ。

日本ダンススポーツ連盟 今、御説明いただきました4ページまでについては、私どもも既によく理解しているつもりでございます。

ただ、御説明の中で若干現場と違う感じがするのが、営業性（良い営業と悪い営業）の区別が非常に曖昧で、一般の人では区別できないという問題です。実際に大阪市の例ですが、やはり営業性の問題で、謝礼をもらったのが営業性が弱いからいいのだとか悪いのだとかということについて現場でもめ、参加費をとった場合は結局風営法に書いてあるとお

り「一切だめ」というふうになってしまう例があるのです。

それから、この前も御説明しましたが、実際に食事付きのダンスパーティーというのがよく行われているのですね。それは警察庁さんからもいいと言われているのですが、それがどこまでよくてどこからだめだということがわかりません。この場合どうですかと伺っても警察庁さん御自身が答えられない。御自身というか、担当者の方にも答えていただけないで、「ちょっとその場に行って見ないとわからない」という。そうすると、業界としてはそういうことを企画していいかどうかということがわからなくなるということで、やはり明確な法にさせていただきたいと私どもは思っています。

さらに、最後の5ページ目のところが私どもの理解を超えているのですけれども、薬物販売・使用容疑とか、女性に対する性的事案と記載されている部分、こういうものがダンス営業に起因して実際にどのくらい把握されているのか？ということなのです。

例えばここに「平成24年度の犯罪情勢」という警察庁さん発行の白書のようなものがありますけれども、ここにダンスのダの字も出てこないのですね。日本全体でいろいろな犯罪が行われていますけれども、結局のところ、ダンスに起因するものがどのくらいあるかどうかというところが非常に疑問で、私どもの関係のペアダンスからは、そういうものが実際にはゼロであろうと思っているのです。

もしかすると「1、2件あるのですよ」ということかもしれません。それにしてもこれだけ大きくダンス営業そのものを規制してしまうということに発展するだけの科学的根拠が今、あるのかどうかというところを、是非数値をもって御判断いただきたいと思います。

5ページ目に書いてある無許可営業検挙件数というのは、今、法律そのものが正しいか、あるべきかどうかと御判断いただいているところの法律があるから発生している無許可営業であって、これはダンスが悪いか良いかの問題ではないのですね。ですから、行政処分の数も問題とは関係ない。

実際に女性に対する性的事案とかいうのがあるのかどうかということで、例えば風俗関係事犯の送致状況というデータを見ると、これは平成22年の例なのですけれども、1号営業、3号営業、4号営業についてはゼロ、2号営業、社交飲食店について256件、380人、うち客引きが220件となっていて、ほとんど客引きの問題なのです。私どもはここは専門ではないのですが、そういうところをきちんと見ていただきたいのです。客引きについて問題があるのであれば、きちんとそのための対応をすべきでしょうし、風俗営業法の規制をしたら、それがなくなるのかどうか？というところをあわせて御検討いただきたいと思います。

安念座長 何かコメントはありますか。

警察庁(楠課長) いろいろなことをおっしゃられたので、順番に説明しますけれども、まず営業性の判断につきましては、先ほども申し上げましたとおり、まさに営業を規制する法律ですので、非営利のものとかは当たらないということで、大阪市の事例につきましても大阪府警に聞きましたところ、今、大阪市に対してきちっと説明をしているという状況のようでございます。

ただ、前回のヒアリングの際におっしゃられていたと思うのですが、ダンスのグループの中で、あれはいいのかこれはいいのかというようなことで、ある意味言い合いを



ここにおっしゃるような騒音とか薬物とかごみとかいうのは悪いということは当たり前の話で、それをダンスという切り口で規制するのが効率的な規制になるのか。それとも齋藤弁護士その他おっしゃるように、それはそれで別途に対応すべきなのか、そちらのほうが効率的なのかという話だと思うのです。

ダンスにかかわる営業が典型的にこの種の反社会的な行動を起こしやすいことがあるなら私もダンスというものに着目して規制するということには一定の合理性があると思うのだけれども、本当にそうなのかということなのでしょうね。本当にそうなのかというのは調べてみてわかることかどうか。

佐久間委員、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。

全く私もこの種類の問題について素人なのですが、先に警察庁の方から御説明いただいた資料の5ページで「規制を撤廃した場合の主な問題点」というのが下にありまして、先ほどの話で、一方では齋藤先生が御説明になった内容で、深夜酒類提供飲食店の規制内容でも当然規制されるというのは、上の3つは多分規制されるだろうなど。そうすると、今、言われている3号を風営法から削除するというこの意味は、騒音に関する規制を撤廃しろというふうにも聞こえるのですが、そこはそこまで言っておられるのか。

それで、今、安念先生が言われたことと言えば、多分ダンスと他が違うのは音と振動ということだと思うのです。これは物理的にはっきりしていて、静かに酒を飲む場合、これの深夜まで飲む場合とダンスをする場合で、それは物理的に違う。だから、そこについての合理的な規制というのはあってしかるべきだと思うのです。

そのときに、これを全部規制の対象から外すと、では騒音は、一般のもちろん環境規制というのはありますけれども、特別には何も規制されないということでもいいのか。もちろん自主的に抑制するというのはあると思うのですが、規制がないということは法的には何も対処できない。もちろん民事法上とかそういうのは別ですがね。

ということまで言われているのでしょうかということ、齋藤先生にお伺いしたいということです。

安念座長 どうぞ。

齋藤弁護士 今、御指摘いただいた騒音については、深夜酒類提供飲食店でも風営法の規制内容を準用しておりまして、そこで法的には対応可能かと思えます。

今、町で実際に問題になっているのは、お店の中から出る騒音ではなくて、酔っ払ったお客さんがまちに出てわあわあ騒ぐ、そういった騒音が特に問題視されておりまして、そういうお客さんの出てくるところはもちろんクラブだけではなくて、カラオケボックスだったり居酒屋だったりバーだったりいろいろなところがありまして、それは風営法でダンスを規制するだけではむしろ不十分で、迷惑防止条例ですとかいろいろな店舗の事業者によるパトロールですとか、もう少し地域と密着した実効的な取締りが求められているところなのですが、風営法ではそれがなかなか実現しにくいところなんです。

安念座長 どうぞ。

警察庁 現行の深夜酒類提供飲食店営業の規制につきましては、深夜において遊興させてはいけないということになっていきますので、そもそも静かにお酒を飲む分にはいいのですけれども、ダンスをさせるといったようなことは一切できない扱いになっております。

それから、今、問題、話題になっていますクラブにつきましては、先ほど座長の方から「出会いの場」という言葉がございましたけれども、全てが全てのクラブがそうだというわけではないのだとは思いますが、やはり男女の出会いの場といいますが、男性と女性で料金に差をつけたり、あるいは場合によっては女性はただにするとか、ドリンクを無料で飲めるようにするとか、そういった形での営業というのも見られるところでありまして、やはりそういった男女の享樂的な雰囲気という意味では、そういったことからいろいろ問題が生じているということでもありますので、完全に規制の外に外してしまうというのは問題ではないかと考えております。

安念座長 どうぞ。

齋藤弁護士 今、御指摘のあったダンスの出会いに伴う享樂的な雰囲気の例えばなのですけれども、男女の出会いの場。これは、もし実際そういう場所が、享樂的な雰囲気が過度にわたるのであれば、むしろ接待営業としての潜脱行為という形で取り締まっていくべきだと思いますし、あるいは出会い系喫茶というまた別の風俗営業、出会い系の店舗というまた別の風俗営業がありますので、むしろダンスではなくてそちらに実態が近くなっていくのかなという気がしております。

安念座長 どうぞ。

警察庁（楠課長） 細かい話で恐縮なのですが、接待というのは営業側がお客をもてなす話ですので、お客同士がある意味その場で盛り上がりたりするものについては対象になりません。

安念座長 どうぞ。

佐久間委員 今のお話を聞いていると、やはり深夜酒類提供の騒音というのはそもそも騒音を出してはいけないという規制であって、どのくらいまで出していいかとかいう規制は当然ないということですね。遊興がないということは基本的に音はないということですよ。

警察庁（楠課長） 遊興がなくても、音楽を聞かせるために流したりとかありますので、それは風営法でも基準を設けています。

佐久間委員 ありがとうございます。

安念座長 他はいかがですか。

どうぞ。

日本ダンススポーツ連盟 5 ページ目のタイトルが「ナイトクラブ等営業」、法律上そういう説明をしているので「ナイトクラブ」となっているのですが、昔のイメージで固定されてしまうのが困るのです。例えば私たちとしては、ナイトクラブではなく昼間に子供を立ち入らせられないというのは当然困るわけです。昼間に普通のカフェやレストランでいい音楽がかかっていて、食事をしながらちょっと隣で踊ることができる。こういう文化にしたいと私たちは思っているのです。これが、ナイトクラブ禁止だからということで全部できなくなってしまっているのです。

十把一からげで大きくダンスそのものに規制をかけているということに対して、もう一回ここで考え直していただきたいということです。

安念座長 久保利先生、どうぞ。

久保利専門委員 今、議論されている繊細な議論とはちょっと違うのかもしれませんが

れども、要するに齋藤先生がお書きになったものの中で、ダンス基準が警察官にとっても非常にわかりづらい、困っているというのがあるのですけれども、その中で警察官が何をポイントに判断するかというと、享樂的な雰囲気。音楽に合わせて、楽しくリズムに合わせて踊っていれば、それでも享樂的だと。一体享樂をしてはいけないというような、享樂禁止法として風営法というのはあるのだろうか。

いい音楽がかかっていたらちょっとダンスをしたくなるという人がいたって、みんながみんなではないにしろ、これはいいではないか。どうもごみや騒音というのは風営法の保護法益ではないとすると、この法律の保護法益は、一体誰に対して何を禁止するためにあるのかという根幹的なところで疑問があります。申しわけありませんけれども、私には、享樂的なことがいかんと言われますと、誰かにとっては享樂的なことというのはダンスだけではなくたっているいろいろな享樂があるわけですから、国が介入して取り締まるというのがもし風営法の存在意義だとすると、これはちょっと過剰規制の法律なのではないかと私は思います。

安念座長 それはなかなか所管の省庁としては難しい。

警察庁（楠課長）先ほども申し上げましたように、風営法の中での風俗営業の位置付けと申しますのは、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては問題が生じるということでございます。また、規制しているのも営業でありまして、ダンスそのものをやっではいけないということではございません。

この法律によって守ろうといたしておりますのは、法令文上は善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するということでありまして、先ほど申し上げましたように、一番行き着くところまで行ってしまうと、売春だとか賭博だとかわいせつ行為だとかそういうことになりますけれども、それに至らないまでも、男女間のそういうお酒に酔っ払って嬌声を上げたりとかそういったものによって、社会的な道徳規範というようなものが乱れてきたり、周りに住んでいる人に対してそういった声が漏れていたりとかして環境が害されるとか、あるいはそういった酔っ払って男女がいろいろやっているところに少年が入っていくと健全育成上も問題があるだろうと、そういったことを踏まえまして規制を行っているというものでございます。

久保利専門委員 わかるのですけれども、その目的だと言っていることがどうも騒音というのも外へ出てからうるさいのだとか、酔っ払った男女が往来で何かごちゃごちゃやるからいけないとか、要するにどこにも営業施設ということに絡む問題、それからダンスをするということに対する問題点という指摘にはなっていないのではないかと。それではどうも合理性がないのではないかとというのが私の議論の立て方なのです。

警察庁（楠課長）それは、社会的な実態としてこういった形態の営業があって、そういう営業をやっている営業所の周辺ではそういった問題が起きているということがあって規制をしてきたということではございまして、現時点においてもその必要性というのは変わらないだろうと考えておるところでございます。

安念座長 他にいかがですか。

どうぞ。

佐久間委員 もう一度確認なのですけれども、騒音と振動の規制の法の第15条。これで

条例等で定める数値騒音もしくは振動の基準というのが、3号と普通の深夜酒類営業では同じなのですか、違うのですか。そこがよくわからなかったので教えてください。

警察庁（楠課長） 後ほど詳しく。間違ったら困りますのであれなのですけれども、数値が若干違うかもしれませんが、一定の音以上出してはだめだという形になっているというふうに考えております。

安念座長 楠さん、そんなに緊張していただかなくていいですよ。

警察庁（楠課長） 失礼しました。完全に同じです。

安念座長 完全に同じ。それならそれで結構です。細かい情報はまた何か追加して教えていただくことがあれば、事務局のほうにお知らせください。

商店街さんはどうですか。何か今までの議論でお感じになるところはございませんか。

六本木商店街振興組合 六本木商店街の青野でございます。

今までのお話をお伺いをしておりますと、いわゆる社会情勢の変化ですとか、あるいは生活様式の変化ですとか、あるいは日本人の意識の変化ですとか、あるいは欧米ですか、先ほども出ていました。やはりその辺のところから大局的に見て、ダンスを風営法から外すというのはある意味では時代の要請なのかなと思っております。そういうところは理解を示すものではございますけれども、やはりまたこれを外しますと、先ほど警察庁さんが御指摘いただいたようないろいろな問題が別に発生をする可能性がある。その可能性のあるところを、また別の法律なり何なりでしっかりとやっていただきたいなと思ってます。

また、私どもが特に気にしていると申しますか、警察庁さんほうで用意をしていただいた4ページ一番上でございますけれども、午前0時から日の出までは営業を営んではいけないと。ということは、日の出から営業をしてもいいということでございます。六本木には学校がありまして、通学者ですとか通勤者ですとか、大変そういう方々に対して非常に余りいい影響は与えていないということでございまして、やはりこの日の出というのは非常に違和感がございまして、逆にそういったような時間的な規制をするならば、例えば夕方5時ぐらいから翌朝の5時までというふうな形のほうがいいのかとも思っているところでございまして、そのかわり営業時間をそれだけ深夜もするというところでございまして、やはりその辺のところ規制をより強くした法律なり何なりができればいいのかなと思っております。

安念座長 他はいかがでしょうか。

いろいろ検討しなければならないことは多々ありますが、やはりダンスに着目して規制するというのは本丸を直接規制していないような感じがして、いささか隔靴搔痒の感がある。

騒音が悪い。そのとおり。性犯罪はもちろん悪い。薬物犯罪は極悪非道と。しかし、それはそれとして強力に規制すべきなのであって、ダンスという概念をかませるのが賢明かどうかというのはちょっとやはり疑問があるのは当然でしょうね。

それともう一つここが不思議なところなのは、日本は酒には甘いのですね。異常に甘い。

多分外でけんかして大声というのは、ダンスの勢いでけんかするというのは余りないはずで、やはりそれは酒の勢いでやる。ところが日本は酒に対しては異様に寛大な文化があって、実際に夜明け後もですね、およその話、午前中に酒を飲むということは欧米の文化

ではあり得ないことですが、それも悪いようないいような何だか奇妙なこと。私もこれは現時点の直感を言っているだけですけれども、どうも本来規制すべきところを規制しないで、脇筋から入っているような感じがしなくもないです。

その点から考えていくと、近隣の商店街の利益を守ることだけが風営法の目的ではないからそれだけでは言えないのだけれども、規制の仕方を工夫すると、クラブなり何なりのダンス系の営業の方と、商店街あるいは近隣の住宅地の方との利害というのはそれなりに調整できるような気がしていると。しているだけで、そんなことやれるならやってみると警察庁さんはおっしゃるだろうけれども、そんな感じがしますので、よりよい着地点を求めて、立法論をするところですので、現行法ではこうだというお立場ももちろんあるけれども、よりよいレギュレーションを求めるとというのが基本的なスタンスでございますので、また今日教えていただいたことをもとにしながら議論を深めてまいりたいと思いますので、警察庁さんを初めまた今後とも御教示にあずかりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日はこのぐらいいいたします。どうも本当にお忙しい中ありがとうございました。

しかし、警察としては苦情が出れば全く動かないということではできない話ですね。

警察庁（楠課長） それと、やはり営業制限地域をきちっと設けて住宅街に入っていないとかですね、そういうのはやはり問題となる事案に個別の法律で対応するというのではなくて、営業に対する規制が必要です。

安念座長 ゾーニングはまず絶対でしょうね。それは私はマストだと思いますよ。それはよくわかります。そのとおりだと思います。

皆さん、本当にありがとうございました。

（警察庁、齋藤弁護士、日本ダンススポーツ連盟、六本木商店街振興組合退出）

安念座長 ありがとうございました。

別に今、ここでどう結論を出さなければいけないわけではないけれども、皆さんからも既に御意見のあったところですが、騒音、ごみ、性犯罪、薬物、それはいけないに決まっているので、その手のものはがちり取り締まっていいただくのは当然なのだけれども、やはりダンスという切り口で規制するというのは恐らく外国にも例のないことで、日本でもこれをやっても全然実効的な規制にならないなという感じがするし、そもそも享樂的な雰囲気だめだと、それはえらい規制で、いつからそんな風になられたのですかと、日本人はもともとそういう民族ではないはずでしょうみたいな、ちょっと半畳の一つも入れたくなる場所ですね。

警察の立場はわかりますけれどもね。近隣から文句が出たら動かないわけにはいかないのだからそれはわかるのだけれども、彼らにとってもより実効的に規制のできるような道筋というのがあれば、そちらのほうがウイン・ウインなるわけだから、そういう方向を目指したいなと考えておりますので、今後とも議論を深めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

久保利専門委員 だからゾーニングだと思うのです。パチンコのようにゾーニング規制をしないで、酔って店から出た客はうるさいに決まっているわけだから、それをダンスのせいにするほうがおかしいのです。

安念座長 それでまた日本というのは、都市計画のゾーニングが甘いのですね。それは言ってもしょうがない。

佐久間委員 違いがあるのは事実ですね。違いはあるだろうとは思いますが。

安念座長 違いというのは。

佐久間委員 単純な深夜酒類提供と。

安念座長 ちょっと違うでしょうね。それは違うと思います。

だってそれは、酒類って、要するに飲食するだけだから、そんなのは100人も200人もで一緒になって騒ぐということはある得ないけれども、クラブというのはある程度大人数だからこそ盛り上がるのであって、3人とか5人とかというのはあり得ない話ですね。

佐久間委員 それはないですね。66平米以上ですから。

安念座長 だから、たくさんになるからいいのであって、そうなる当然そこも一種のプレッシャーというか空気の振動が生ずるのだから当たり前の話。だからそれは全く私も同じだとは思いますが。

ありがとうございました。

## 第21回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要（抜粋）

1. 日時：平成26年4月14日（月）16:00～16:53
2. 場所：中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：  
（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、松村敏弘  
（専門委員）小林三喜雄、圓尾雅則、川本明、久保利英明  
（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）  
（事務局）大川規制改革推進室次長、柿原参事官
4. 議題：

国際先端テスト結果報告

### ②「ダンスに係る風俗法規制の見直し」

#### 5. 議事概要：

○柿原参事官では、引き続きまして資料2を御覧ください。こちらはダンスに係る風俗営業法の規制です。こちらは何回か御議論いただいているテーマでございます。

「規制の概要・課題」でございますが、概要としては、風俗営業法上、ダンスをさせる営業というのは風俗営業の一つとなっていて、都道府県公安委員会の許可が必要ということでございます。

課題としては、御議論いただいたものをまとめたものですが、ダンスという切り口の規制は、クラブやその周辺でのいろいろな問題に対する有効な解決になっていないのではないかと。風俗営業法の保護法益が何なのか。それに照らして有効な規制を行うべきではないかと。ということでございます。

概要を先に御説明しますと、これは警察庁が規制所管であります、その回答です。

まず諸外国の状況であります、各国とも、キャバレー、ナイトクラブ等を規制する法令があって、主に許可制ということでございます。

2つ目に、規制対象は何かということですが、アメリカはダンスホールやキャバレーの運営等となっているようです。イギリスはお酒あるいは規制娯楽の上演ということで、各国によっていろいろありますということ。

3つ目に、営業時間の規制を見ていますと、国によって当然できる時間帯が違うのですが、日本以外の各国については、各国の許可当局、行政機関の裁量に委ねられている部分が多いということでございます。

4点目で、営業店舗の規制ですけれども、構造で、これは外から見える、見えないという話、あるいは床面積の規制、立地場所についての許可の可否についても各国の行政機関の判断となっているということでございます。日本はこの点、国家公安委員会規則という法令や各自治体の条例になっているということでございます。

(2)で、規制の維持についての警察庁の主張で、3点ございます。

3点のうち、最初の1点目と2点目はこれまでの主張をまとめているものでございますが、規制の見直し等によって、善良の風俗あるいは清浄な風俗環境を害したり、少年の健

全な育成に害を及ぼすことのないように留意する必要があるということ。

2つ目は、この種の問題は地域性が強く、国によってはお酒については日本より厳しいと。国によっては客にダンスをさせる営業も規制対象になっているということ。したがって警察庁としては、諸外国の制度を単純に比較して我が国の規制を論じることは、必ずしも適切ではないという見解です。

3点目で、一般的な話ではあるのですが、少し言いなりに注意が要るのが、現段階においては客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないという見解ではありますが、一般論として言えばということでの留保はついてはいますが、この規制については、これまでも見直しを行ってきているので、今後とも、関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいということで、この規制は見直さないわけではないと。含む言い方ではありますが。

今度はA4判の横紙ですけれども、つくりは資料1と同じでございます。日本が一番左側で、アメリカについてはサンフランシスコとニューヨークで、イギリスとフランスということでございます。これも特筆すべき点を簡単に御紹介します。

1ページ目で、2. の規制対象となる営業の定義であります。

アメリカは、先ほど申し上げたように、ダンスホールの運営が規制になっている。ニューヨークについてはキャバレーも入っているということです。イギリスはお酒、規制娯楽で、その一部としてダンスがあるということでございます。なお、フランスはダンスフロアを使用することを主たる活動とする飲料提供店になっています。

次に、ダンスの定義です。2ページ目から3ページ目にかけてですけれども、質問番号としては3. です。ダンスの要件、あるいはダンスの定義はということです。

これについて注目すべきはアメリカのサンフランシスコでありまして、左から2つ目で、ダンスについては2種類あるということで「General」といって、18歳以上の者の参加が認められるダンスと「Special」といって、16歳以上20歳以下という、限られた人に認められたダンスということになっています。これを頭に入れておいていただいて。なお、他のところは定義がないということになっています。

4. の規制対象となっている営業の営業可能時間がです。

日本は原則、午前0時までということで、営業時間指定についても条例で午前1時までが原則。

それに対して各国ですが、まずサンフランシスコは、先ほど申し上げたように「Special」と「General」の2つがありまして「Special」については16歳から20歳のもので、これは日本と近くて、午前0時までで、それに対して「General」については18歳以上ということなので、これは午前2時までということになっています。なお、例外がありまして、先ほど御説明しましたけれども、エンターテインメント・コミッションということで、当局が許可する場合は、それ以外であってもできるという、ここは裁量があるということになっているとのことであります。

次のニューヨークでございますが、午前4時までは営業可能ということで、これについても特別な場合にはコミッショナーの裁量でこれ以外、つまり午前4時以降であってもできるということで、ただ、未成年の立ち入りが頻繁なところについては午前1時までとなっていますので、ここは青少年保護規制が入っているということです。

イギリス、フランスについては、裁量になっているということが書いてあります。

5. は青少年規制ですけれども、これは一定の配慮がそれぞれされているということでございます。

6. の営業店舗規制については、ダンスについて、日本で言う風俗営業の保護法益であるところの善良な風俗という観点とは少し違う切り口とっております。

アメリカのサンフランシスコであれば、フロアの広さと照明が物理的に適正かということ。ニューヨークであれば、これは日本も他の部分を合わせると同様の部分が出てくるかと思うのですけれども、衛生、消防、建築、用途地域、水道・ガス・電気といった一般的な事項です。イギリスについても詳細は営業許可当局が決めるということでございます。

7. の立地場所についても、同様でございます。

最後に、6ページ目の8. です。店舗周辺におけるいろいろな問題、騒音や混雑についての義務付けです。

アメリカのサンフランシスコにおいては、許可を受けたダンスの監視をするため、1人以上の警備員を置く義務がある。ニューヨークについても、監視用のデジタルビデオカメラの設置、警備員の配置、苦情受付担当者の設置ということがあるとのことです。イギリス、フランスについてもそれぞれ、これも行政の規則になっているとのことでございます。なお、それぞれ音とか振動といったものが規制の対象になっているということでございます。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

私どもは前から、今の3号営業を主眼にして、要するに接待のない営業で、ダンスプラス飲み食いの飲み食いのほうに着目して、深夜飲食業の規制と同じにすればいいではないかという攻め口であり、かつ昼間は18歳未満が入ってもいいでしょうという、そういうものが基本的な切り口で来たわけですが、どうでしょうか。今回、諸外国の例を調べていただいて、我々が特に態度を変えなければならないところとか、あるいは参考になりそうところは何かございますでしょうか。

どうぞ。

○久保利専門委員 英国では営業許可当局は、多分、地方自治体だと思うのですけれども、「それが決定する」という調査結果は国際先端比較をしたことにはならず、各自自治体の基準を示してその国の中ではどれくらいバリエーションがあつて、どんなふうになっているのかわからないと、これを見て直ちに、英国の例は参考になるとかならないとか、何も言えないのですよ。

米国にしても、では、シカゴはどうなのか、ニューオリンズはどうなのかという話になって、結局みんな、ある意味で言いますと、それぞれの地域で住民たちが自分たちで決めてやっているということなのだろう。それを日本では国が全部、善良の風俗まで面倒を見るというのが何か私は違和感があるというのが一番の原点です。その意味で言いますと、この制度比較をしていただいたのは大変御苦労さまで、ありがたいのですけれども、では、これが日本にどう役に立つのか。この比較の結果、何が言えるのかと言いますと、余り言えないのかなと私には思えるのです。

これは質問ですけれども、座長、どう考えたらいいのでしょうか。

○安念座長 それはおっしゃるとおりです。いろいろあるということがわかって、それはある意味で初めからわかり切ったことですね。ただ先生、大体見てみますと、サンフランシスコ、ニューヨーク、ロンドン、パリと、少なくとも観光客がたくさん集まるようなところを念頭に置いているわけです。どこも大人のエンターテインメントで、午前0時で終わりなどという野暮なことを言っているところはない。このところは、確かに一応言えることなのではないかという気がします。それは当たり前ですね。世界中から観光客が来るところで、大人がお酒を飲んだり踊ったりするところを午前0時でやめろ、場合によっては午前1時まで認めてやるなどという、そんなことを言っているところはやはりないのだなという、それは一応わかったのではないのでしょうか。

他にいかがでしょうか。これは私の感想を申し上げているだけですけれどもね。

どうぞ。

○滝座長代理 しかも、ダンスという項目はおかしいですね。一番心配しているのは、それを利用する反社会がいるということです。健全なるナイトクラブというとおかしい言い方に聞こえるかも知れませんが、エンターテインメントを提供している、町を楽しんでいる部分を結果的に潰してしまうような項目は外してもらいたいです。

○安念座長 しかし、警察の調べた結果では、ダンスホールと称するものがサンフランシスコやニューヨークでも規制の対象になっているかのごとく書かれていますけれども、ダンスホールなどという英語はあるのですか。私はそちらのほうが疑問なのです。キャバレーとかナイトクラブというのは確かに英語の語彙としてありますが、ダンスホールはどうなのでしょう。私は知りませんが、ひょっとして和製英語なのではないかなという気がするのです。

いかがでしょうか。まあそれはひとつ調べていただくとして、我々が提案してきた、大人のエンターテインメントとしては深夜やってもいいでしょう、それから、昼間は、接待付きは別問題ですけれども、未成年者が出入りしてもそんなに悪くないのではないでしょう、という二点については、調べていただいて、ある程度サポートしてもらえるような材料がちょこちょこ散見されている感じがするのです。

それで、先ほど申しましたように、事務局につくっていただいた案ですけれども、3号営業の規制を大幅に見直すという基本的な方向はやはり別に間違っていないのではないかと、という気が結論としてするのであれば、その方向でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○安念座長 日本でいうクラブと称するもののちょうどカウンターパートになるものが欧米にあるのかどうかは知りませんが、特にヨーロッパの感覚ですと、大人の遊びというものは大体9時、10時頃からゆっくり飯を食って、それから始まるという感じだと思うのですよ。ほとんど高校生の門限みたいなことを言い出すのは本当に不思議な感じがするのです。

では、規定方針で基本的に行くことにいたしましょう。

**規制の概要・課題**

客にダンスをさせる営業は、風営法上「風俗営業」とされ、営業には都道府県公安委員会の許可が必要となる。

「ダンス」という切り口での規制は、クラブやその周辺での暴力沙汰、酔客による騒音等の問題に対する有効な解決方法となっていないのではないか。

風営法の保護法益に照らして有効な規制を行うべきではないか。

**【規制所管省庁の回答(概要)】**

**(1) 諸外国の状況**

- 各国とも、キャバレー、ナイトクラブ等を規制する法令は存在し、主に許可制となっている。
- 規制対象となる営業は、米国はダンスホールやキャバレーの運営等であるが、英国は酒類の小売や規制娯楽の上演など、各国によって異なる。
- 営業時間の規制の在り方は各国によって異なるが、各国行政機関の裁量にゆだねられている場合が多い。
- 営業店舗について、構造(外部からの見通しや床面積)や立地場所についての許可の可否は各国行政機関の判断にゆだねられている。

**(2) 規制を維持する必要性についての規制所管省庁の主張**

『規制の廃止・見直しにより、善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼしたりすることがないように留意する必要がある。』

『なお、この種の問題は地域性の強い問題であり、国によっては酒類を販売する形態の営業に対して我が国よりも厳しい規制を設け、客にダンスをさせる営業を規制の対象としている例もみられるところであり、諸外国の制度を単純に比較して我が国におけるダンスをさせる営業に対する規制の在り方を論じることは、必ずしも適切ではないと考えられる。』

『現段階においては、客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないと考えられるが、一般論として言えば、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきており、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいと考えている。』

【国際先端テストシート】（ダンスに係る風営法規制の見直し）

（１）制度比較

○ダンスをさせる営業に係る比較

比較の視点	米 国		英 国	フ ラ ンス
	日 本	ニューヨーク市		
1. ダンスをさせる営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンス教室等）を規制する法令はあるか。また、当該法令は、当該営業について許可制（免許制）を採用しているか。	あり（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」許可制	あり（サンフランシスコ市警察法）許可制	あり（営業許可法）許可制	あり（公衆衛生法典、観光法典、環境法典等）免許制
2. 規制対象となる営業は法令上どのような定義されているか。	○キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（以下「1号営業」という。風営法第2条第1項第1号）	○「ダンスホール」（ダンスが行われる場所）の運営等	○「ダンスホール」（ダンスが行われる場所）の運営等 ○「キャバレー」（飲食の提供と共にダンス等の娯楽を行うことが許される場所）の運営等	○ダンスフロアを使用することを主たる活動とする飲料提供店

	<p>○ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（以下「3号営業」という。風営法第2条第1項第3号）</p> <p>○ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（指定団体の講習を受けたダンスを教授する者が客にダンスを教授する営業を除く。）（以下「4号営業」という。風営法第2条第1項第4号）</p>				
<p>3.（規制対象となる営業が「ダンス」を要件としている場合）</p> <p>「ダンス」はどのような定義されているか。</p> <p>特段定義されていない場合は、実際にはどのようなよ</p>	<p>○法令上の定義はないが、規制の目的に照らして、3号営業は全てのダンスが対象となるのに対し、4号営業は原則としてペアダンスのみが対象となると解している。</p>	<p>○ダンスが行われている場所（有料でダンスの教授がなされるダンス教室等を除く。）における人の集まりであり、「General」（18歳以上の者の参加が認められているダンス）と「Special」（16歳以上20歳以下の者の参加が認められているダンス）の</p>	<p>○一般人が入場を許されるあらゆる種類のダンス</p>	<p>法令上の定義はない。</p>	<p>法令上の定義はない。</p>

<p>うなダンスが規制の対象となっているか。(一般的にダンス(踊り)と認識される身体運動がおりすべて規制対象となっているのか。)</p>	<p>2つに分類される。 ○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、ダンスのタイプを考慮することができるかとされている。</p>				
<p>4. 規制対象となっている営業の営業可能時間のどのように定められているか。また、営業時間の延長や制限が可能な場合はどのように定められているか。</p>	<p>【原則】 日出時～午前0時 【例外】 〔営業時間延長〕 ① 条例で指定した地域は午前1時まで ② 特別な事情のある日として条例で定める日は 〔営業時間規制〕 住宅地等において、日出時～午前10時、午後11時～午前0時のうち条例で定める時間帯。</p>	<p>【原則】 ○Specialタイプのダンスについては、午前6時から午前0時まで ○Generalタイプのダンスについては、午前6時から翌日の午前2時まで 【例外】 ○エンターテイメント・コミッションが許可した場合には、上記以外の時間帯においても営業が可能。</p>	<p>【原則】 ○午前4時から午前8時までの間の営業は禁止されている。 【例外】 ○特別な場合にはコミッションの裁量により上記の時間帯においても営業が可能。 ○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1時から午前8時までの間の営業を禁止することができる。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定。 ○ロンドン・ウェストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p>	<p>○各県における始業時間は知事の発する条例により決まっている。 ○閉店時間は最長で朝の7時までとなっている。</p>
<p>5. 青少年の場内への立入は規制</p>	<p>【General】 ○18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるこ</p>	<p>○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1</p>	<p>○営業所内での消費を目的として酒類を提供する夜</p>	<p>○保護者等の付添いのない16歳以下の者を受け入れ</p>	

<p>されているか。 また、立入の可否 について、時間帯 による区別はあ るか。</p>	<p>とが禁止されている。</p> <p>タイプのダンスが行われ ている場所への立入りは 原則として禁止されてお り、保護者等の付添いが ある場合に限って立入り が認められる。</p> <p>【Special】</p> <p>○エンターテイメント・コ ミッションにより午前0 時以降の営業が許可され ている場合でも、午前0 時以降における16歳又は 17歳の者の Special タイ プのダンスが行われてい る場所への立入りは原則 として禁止されており、 保護者等の付添いがある 場合に限って立入りが認 められる。</p> <p>○16歳未満の者の Special タイプのダンスが行われ ている場所への立入りは 原則として禁止されてお り、保護者等の付添いが ある場合に限って立入り</p>	<p>時から午前8時までの間 の営業を禁止することが できる。</p>	<p>間の営業時間帯に19歳以 上の者の付添いのない16 歳未満の者を立ち入らせ ること</p> <p>○18歳未満の者に酒類を販 売すること 等が禁止されている。</p>	<p>ること</p> <p>○18歳以下の者に酒類を提 供すること 等が禁止されている。</p>
--	---	---	--	--

6. 営業する店舗について以下の規制はあるか。	が認められる。	客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができないものでなければならぬ。 ○客室一室あたりの床面積が 66 m <sup>2</sup> 以上でなければならぬ。 ○1号及び3号営業については、客室の五分の一以上がダンスをさせるためのスペースでなければならぬ。	○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、フロアの広さと照明が物理的に適正かどうか等を考慮することができる。	○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッションは営業を許可しないことができる。	○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。	○市町村長が宗教施設、墓地、病院、学校等からの一定距離内の飲料提供店の設置を制限できる。
7. 店舗の立地場所についてどのような規制があるか。	が認められる。	○住宅街のほか、学校・図書館等の周辺に営業所があるときは、営業が許可されないこととなる。(政令の基準に従い都道府県条例で営業制限地域を指定。)	○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、営業所の周囲の環境への適合性、近辺における許可数等を考慮することができる。	○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッションは営業を許可しないことができる。	○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。	○市町村長が宗教施設、墓地、病院、学校等からの一定距離内の飲料提供店の設置を制限できる。

<p>8. 店舗周辺における顧客等による騒音や混雑等の問題に対する対策を行うことが営業者に義務づけられているか。</p> <p>特段の義務づけがない場合には、上記問題への対策や周辺の生活環境の保持はどのようにに担保されているか。(立地要件、営業時間規制以外)</p>	<p><b>【遵守事項】</b></p> <p>○営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように、その営業を営まなければならない。</p> <p>○営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で営業についてのでの広告又は宣伝をしてはならない。</p> <p><b>【禁止行為】</b></p> <p>○営業に関し客引きをすること</p> <p>○営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。</p>	<p>○許可を受けたダンスの監視をするため、1人以上の警備員等を置かなければならない。</p>	<p>○営業所の出入口に監視用のデジタルビデオカメラを設置すること</p> <p>○警備員を配置すること</p> <p>○苦情受付担当者を設置すること</p> <p>○周辺における入退場客の混雑による騒音や不法行為を防止するための措置を講ずること</p> <p>等が義務付けられている。</p> <p>○また、許可審査にあたっては、地域の関係者から構成される委員会の意見を事前に聞くこととされている。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p> <p>○ロンドン・ウェストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p>	<p>○公衆来集施設であって日常的に大音量の音楽を流すものに関しては、音量の制限を定めているほか、営業者に対して騒音被害に係る調査書の作成を義務づけている。</p> <p>○閉店前の1時間半の間はアルコール飲料の販売ができない。</p>
---	--	---	--	--	--

※ ドイツ…連邦営業法の規定により、およそ営業を営む者は、原則として、所管行政庁に対し、届出をしなければならない。

※ 平成22年6月及び平成24年10月に実施した調査結果をとりまとめたものである。

## (2) 日本の現行規制を維持する必要性

客にダンスをさせる営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、実際に、風営法に違反して営まれている3号営業の状況を見ると、営業所の周辺における騒音や酔客のい集、年少者の立入り、営業所の内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的事案等の問題が発生するとともに、取締りの継続・強化を要望する陳情書や風営法の規制撤廃に反対する意見書が周辺住民等から警察に寄せられるなどしている。

また、4号営業については、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているが、4号営業を風営法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば、出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念される。

このような状況を踏まえ、現段階においては、客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないと考えられるが、一般論として言えば、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきたとおり、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいと考えている。

## (3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべき点

規制の廃止・見直しにより、善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼしたりすることがないように留意する必要がある。

なお、この種の問題は地域性の強い問題であり、国によっては酒類を販売する形態の営業に対して我が国よりも厳しい規制を設け、客にダンスをさせる営業を規制の対象としている例もみられるところであり、諸外国の制度を単純に比較して我が国におけるダンスをさせる営業に対する規制の在り方を論じることは必ずしも適切ではないと考える。

以上

## 第31回 規制改革会議 議事録（抜粋）

- 1．日時：平成26年5月12日（月）15:00～16:03
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
- 3．出席者：  
（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、  
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷  
川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一  
（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、福岡内閣府大臣政務官  
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、  
中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官

### 4．議題：

- 1．創業・IT等ワーキング・グループからの報告（ダンスに係る風営法規制の見直し）

### 5．議事概要：

稲田大臣 今日にはダンスに係る風営法規制の見直しについて、創業・IT等ワーキング・グループから報告がございます。ダンスの営業の規制については基準の明確化等の要望が寄せられておりまして、先日も大阪地裁で無罪判決が出されているところでございます。健全なダンス関連産業の発展等の観点から、当会議としての意見の取りまとめに向けて御審議をお願いしたいと考えております。

岡議長 それでは、これより議事に入ります。

議題1は、創業・IT等ワーキング・グループより、ダンスに係る風営法規制の見直しについての検討を踏まえ、当会議として意見を表明したい旨の御提案がありましたので、御審議いただき、取りまとまれば警察庁に提言したいと思います。

それでは、座長の安念委員から御説明をお願いいたします。

安念委員 では、御説明いたします。

まず問題の背景をざっと御理解いただくほうが早いと思います。

風営法2条の1号、2号、3号、4号がダンスに関わるものでありまして、この定義、規定に該当するものがいずれも風俗営業なのですが、この1号から4号は非常に奇妙な規定のされ方になっておりまして、まず第1号はダンスをさせ、接待して飲食。2号は接待+飲食。3号はダンス+飲食。4号はダンスを教授するものとなっております。1号、2号、3号は前後に掲げるものは除くというふうになっておるのですけれども、非常に奇妙な規定の仕方になっております。つまり論理的な包含関係が、なぜこういう規定の仕方にしたのかよくわからないのです。これはしかし既定の仕方として奇妙だなという話です。

もっと重大な問題は、第1にダンスという切り口で1号から4号までの風俗営業が定義されているにもかかわらず、ダンスの定義がどこにもない。ダンスそのものの定義がどこにもないということでございます。

第2、これらの1号から4号いずれも風俗営業となりますので、風俗営業となりますと法律上、まず例えば中の様子が外から見えないように目隠しをしるとか、未成年者を入れ

てはいけないとか、さらに条例の規定にも関わることでございますが、深夜営業ができない。せいぜい午前1時までであるといったような規制がかかることとなります。さらに、これは法律そのものの否定ではございませんが、風俗営業というふうに名がつきますと、どうも余り世間の聞こえがよろしくない。そこで銀行からお金を借りる等の場合もなかなか難しいことになって、優良な資本がなかなか導入されないといったこともあと聞いております。

そこで意見でございます。資料1でございます。当ワーキングで大分検討してまいりましたが、つまりこういうことでございます。1号、2号の接待つきは、とりあえず括弧に置いておこう。

3号が最近流行のクラブというものがこれに含まれるわけでございますが、接待ではありません。ダンスをさせて飲食もさせるという営業でございます。端的に申しますと、(1)のナイトクラブ等については「従って」という一番下のパラグラフを御覧ください。これが私どものワーキングの結論でございます。3号営業については風俗営業から除外した上で、深夜営業を可能とし、騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制を導入すべきであるというものです。

今までも3号営業については例えば客が騒ぐとか、飲酒の上でのトラブルがあるとか、さらには甚だしいのは薬物の授受があるとか、ごみを散らかすという話だったのですが、考えてみますとこれらは別にダンスだからそうだというのではなくて、それはそれとして規制すればよろしい話ですので、今でも飲食業について深夜営業の規制は別にございますから、3号はとにかく風俗営業から除外していただいて、必要な規制は規制として行おうという考え方でございます。

(2)はダンス教室、ダンスイベントですが、これらは1号から3号のようなものとは全然違うのですが、4号によって風俗営業から除外されているダンス教室はかなり要件が厳しくなっておりまして、健全なダンス教室やダンスイベント等でも、例えば風俗営業に当たるのではないかとして、公民館等の公的な施設が借りられないといったようなことがあると聞いております。

そこで2ページ目を御覧いただきまして、ここも上から5行目の「従って」でございますが、4号営業は風俗営業から除外するとともに、3号営業のうち、深夜以外の時間帯での営業に係る規制については、必要最小限とすべきであるというものでございます。

次の(3)はいわば条文の整理でございます。2条の1号と2号は入れ子の関係と申しますか、2号の括弧内を除いて、括弧の外の言葉だけを見ますと1号を全部包含する形になっておりますので、1号営業は2号営業に含めて条文を整備してはいかがかという趣旨でございます。

以上でございます。

岡議長 大変わかりやすい御説明をありがとうございました。それでは、この後、皆さんから御意見、御質問があればと思います。

大崎委員 1点、質問なのですが、若干興味本位で質問してしまって申し訳ないのですが、けれども、このダンスという概念には例えばクラシックバレエは含まれないのですか。それともクラシックバレエのほうは、こちらの政令で定めるダンスの教授に関する講習を受け云々かんぬんで除外されているのですか。

安念委員 ダンスそのものの定義は、例えばクラシックバレエを含むかどうかも含めて、政令でも法律本体でも一切定義されておりません。そこで結局は取締当局が心の中でどう思っているかということになるのですが、これは基本的には男女がペアとなって、享樂的な雰囲気醸し出すものがダンスであると定義されていると聞いております。ただし、これは法令に基づく定義ではなくて、取締り当局がありてい言え踏み込むかどうかを決めるときの内規のようなものでございます。

大崎委員 もう一個だけ確認なのですけれども、そうすると政令で定める報酬等々というの、余り詳しくは定義はないのですか。

安念委員 政令で定めるといのは、どういう団体なら規制の枠外だという、そちらのほうを決めているので、ダンスの定義を決めているのではございません。

岡議長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。佐久間さん、お願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

この考え方に異論はございません。

1点教えていただければということです。例えば1枚目、ナイトクラブ等についてということで、従って3号営業云々。この騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制ということに触れておられますが、ここは具体的にどういうことをイメージされているのか教えていただければと思います。

安念委員 ありがとうございます。

ワーキングでそれほど詰めた議論をしたわけではございませんが、他のこの種の騒音を発する規制の施設の規制というのは大体同じことではございまして、中がどれだけうるさくたっていいのです。それは好きで来ているのですから、うるさいのが好きという人が来ているのですから全然構わない。例えばそれを外壁から何メートルのところでは何ホンとか何デシベルとか、それ以下にしろと。それも明るいときはある程度うるさくてもいいけれども、だんだんグラデーションをつけていくとか、そういう規制をすればすることになると思います。

岡議長 佐久間さん、よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

それでは、本件を本会議の意見として警察庁にお示しすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

岡議長 ありがとうございます。

# ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見

平成26年5月12日

規制改革会議

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増している。

一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっている。

2020年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、以下のような方向での風営法の早急な見直しが必要である。

## (1) ナイトクラブ等について

「ダンス」の定義が存在せず、その判断基準が曖昧なため、風営法第2条に規定されるいわゆる3号営業（客にダンスかつ飲食をさせる営業）に該当するナイトクラブの営業者にとって、何が合法的な営業なのか見通しが立たない。店内でのトラブル等に対して、無許可の営業者が多いため、営業者と警察との連携が図られず対処できないことが多いことから、優良な資本が流入せず、反社会的な勢力の温床となっているとの指摘や、深夜営業の禁止と相まって、健全なダンス文化の発展を阻害しているとの指摘もある。加えて、「ダンス」という切り口での規制は、クラブやその周辺での暴力沙汰、酔客による騒音等の問題に対する有効な解決方法となっているとは言い難い。

従って、3号営業については、風俗営業から除外した上で、深夜営業を可能とし、騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制を導入すべきである。

## (2) ダンス教室、ダンスイベント等について

風営法制定時とは異なり、様々なダンスが広く国民生活に浸透している現在において、ダンスをさせる営業が相変わらず風俗営業とされることに伴う諸規制は、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっている。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等もいわゆ

る4号営業（客にダンスをさせる営業）に該当し、公民館等を借りられない場合があるとの指摘もある。また、昼間のダンスイベントも、風俗営業に該当すると年少者の立入が禁止され、子供向けのイベントが開催できない等の問題がある。

従って、4号営業は風俗営業から除外するとともに、3号営業のうち深夜以外の時間帯での営業に係る規制については、必要最小限とすべきである。

(3) 1号営業（ダンス＋飲食＋接待）は2号営業に含めることとすべき

風営法上の1号営業（ダンス＋飲食＋接待）は、2号営業（飲食＋接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

「ダンス」の定義の曖昧さに係る問題を避ける上でも、規定を整備し、1号営業は2号営業に含めることとするべきである。

以上

# 規制改革に関する第2次答申

～加速する規制改革～

平成26年6月13日

規制改革会議

## II 各分野における規制改革

### 3 創業・IT 等分野

#### (1) 規制改革の目的と検討の視点

##### ④ 国民の選択肢拡大

ダンス文化が広く国民に受け入れられるようになったり、高齢化に伴い食料品等の購入に苦勞する人が増加するなど、時代・環境の変化とともに国民が求めるサービスも大きく変化してきている。現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性をさらに向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しが求められている。

##### ア ダンスに係る風営法規制の見直し

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増している。一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。

2020年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法の見直しについて検討する。

#### (2) 具体的な規制改革項目

##### ④ 国民の選択肢拡大

##### ア ダンスに係る風営法規制の見直し ※国際先端テスト実施事項

##### a 営業時間に関する規制等の見直し【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業（3号）として規制されており、午前零時以降の営業が禁止されている。コンプライアンス意識の高い優良企業は参入しにくく、結果として店舗周辺的生活環境が悪化したり、ダンス産業の成長が阻害されている。また、どのようなダンスが風俗営業に該当するのかは、警察庁や都道府県公安委員会が個別に判断することとされているが、判断の基準が明確でないため、深夜以外の飲食を伴うダンスをさせる営業（昼間のダンスイベント等）を行おうとする事業者にとって負担が大きい。

したがって、飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第3号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

**b 飲食無し営業の規制対象除外【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】**

飲食を伴わないダンスをさせる営業は風俗営業（4号）として規制される。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等も該当し、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっているとの指摘がある。

したがって、飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第4号に掲げる営業）について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

**c 規定の整備【平成26年度検討・結論】**

風営法上の1号営業（ダンス+飲食+接待）は、2号営業（飲食+接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

したがって、風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。

# 規制改革実施計画

平成 26 年 6 月 24 日

閣 議 決 定

# 規制改革実施計画（関連箇所）

## II 分野別措置事項

### 3 創業・IT等分野

#### (2) 個別措置事項

##### ④国民の選択肢拡大

#### 50 ダンスに係る風営法規制の見直し（営業時間に関する規制等の見直し）

飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第3号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。（平成26年度検討・結論、結論を得次第措置）

#### 51 ダンスに係る風営法規制の見直し（飲食無し営業の規制対象除外）

飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第4号に掲げる営業）について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。（平成26年度検討・結論、結論を得次第措置）

#### 52 ダンスに係る風営法規制の見直し（規定の整備）

風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。（平成26年度検討・結論）

# 中間とりまとめ（提言）

平成 25 年 11 月 27 日

ダンス文化推進議員連盟

## 中間とりまとめ（提言）

現在我が国では、ダンスに関わる施設を提供する営業は、風営法第2条1号から4号に規定され、当時、売春等の温床となっていたとの理由でダンスする行為そのものが規制の対象となった経緯がある。しかし、今日、ダンスをめぐる状況は大きく変化し、ダンスは学校においても教科として取り入れられ、当時のダンスホールのイメージから歩行者天国やイベント会場でのダンスパフォーマンス、そして営業形態もディスコやクラブへと変遷し、カフェやバー、レストラン等の飲食店、ライブ演奏を楽しむライブハウスやギャラリー等においてもダンスの活躍のニーズが上がってきている。また、夕食後に飲酒や会話と共にダンスを楽しむことは世界的にも、必須のエンターテイメント要素となっており、クラブ等で活躍するDJやアーティストは世界的評価を受け、我が国のサウンドシステム等の音響映像機器は世界トップのシェアを占めるに至っている。しかし、ダンス文化を形成してきたアパレル企業やレコード会社、音響機器メーカーなど、本来、ダンスイベントやDJ等をスポンサードできる立場にある健全企業が、グレーゾーンゆえにスポンサードできず、クラブ文化を経済的にバックアップする環境も乏しくなっている。

成長戦略のコンセプトとしては既存のクラブ保護にとどまらないより大局的な視点が必要であり、ダンス文化のポテンシャルを伸ばし、魅力ある街づくりのために活用していくという発想が極めて重要であり、フレッシュなアイデアや健全な資本を招き入れていく必要がある。この様なダンス文化の社会的環境の変化を踏まえ、風営法に於けるダンス規制を今日の社会情勢に合わせて見直す必要が生じている。

当議連における各業界や利用者からのヒアリングによれば、周辺の商店や住民は酔客、或いは騒音の取り締まりを求めており、コンビニ等で24時間酒を買うことができ、路上でも飲むという行為に対し、疑念を持っている。いずれにしても、ダンスをする行為そのものを規制の対象とすべきとの意見は聞かれず、むしろ2020年の東京オリンピックに向けた開催都市としての「おもてなし」の要素としてダンスを楽しめる場の充実を求める声も多く聞かれた。

当議連としては右記の対策の必要性の認識に立ち検討を進めると共に、関係先による規制のあり方などにつき改善を求めると共に引き続き法整備について提言をしていくものである。

## 記

- ① ダンスを提供する施設が、風営法の規制対象であるが、時代にあわせた在り方を検討すること。(営業時間、面積要件等)
- ② ダンスを提供している営業形態の店舗は、深夜未成年の立ち入り禁止・ゴミ問題、騒音などに対し自主規制体制の整備に努めること。
- ③ 繁華街等における、酔客、騒音、ごみ問題等については、飲食店、コンビニ等と周辺住民などが十分協議をし、きれいで安全な街づくりという観点から関係自治体等も含めて改善方策について検討を行う。
- ④ ダンス文化を成長戦略のコンセプトとしてとらえ、魅力ある街づくりの為に活用していく。

平成 25 年 11 月 27 日  
ダンス文化推進議員連盟